

東北自動車道
仙台管理事務所他 1 管内道路照明設備更新工事

特記仕様書

令和 8 年 9 月

東日本高速道路株式会社 東北支社

目 次

第 1 章	一般事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第 2 章	設備構成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
第 3 章	機器仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 8
第 4 章	工事細部に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
第 5 章	試験調整及び検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2

第1章 一般事項

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、東日本高速道路株式会社（以下「ネクスコ東日本」東北支社または「発注者」という）が発注する「東北自動車道 仙台管理事務所他1管内道路照明設備更新工事」の契約履行に係わる事項を定めたもので、工事請負契約書及び設計図の内容について、受注者との統一的な解釈及び運用と共にその必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るものであり、次に示すネクスコ東日本ホームページからダウンロードされた各共通仕様書及び最新の出版物と共に構成するものである。なお、(2)については第1章「総則」を適用しない。

※改正等があった場合は監督員の指示によるものとする。

番号	仕 様 書	略 称	取得方法※1※2
(1)	施設工事共通仕様書(令和8年7月版)	施設仕様書	ダウンロード
(2)	土木工事共通仕様書(令和8年7月版)	土木仕様書	ダウンロード
(3)	施設機材仕様書集	機材仕様書集	出版物
(4)	機械電気通信設備標準設計図集	機電通標準図集	出版物
(5)	建築工事標準図集	建築標準図集	出版物
(6)	管路工事施工管理要領	—	出版物
(7)	施設工事施工管理要領	施工管理要領	出版物
(8)	工事記録写真等撮影要領（施設編）	施設写真要領	ダウンロード
(9)	道路保全要領（路上作業編）	保全要領	出版物
(10)	光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル	—	貸与
(11)	施設設備・建物集計データ作成要領	—	ダウンロード
(12)	請負工事成績評定要領	—	ダウンロード
(13)	契約の履行に関する監督及び検査要領	—	ダウンロード
(14)	維持補修用機械貸与規則	—	貸与
(15)	遠隔立会実施要領	—	ダウンロード
(16)	業務委託等による無線局の取扱要領	—	貸与
(17)	東北支社 自家用電気工作物保安規定実施規則	—	貸与

※1 最新の出版物等については、ネクスコ東日本ホームページ (<https://www.e-nexco.co.jp/>) 「企業情報サイト」→「調達・お取引」→「技術基準類の改定」を参照のこと。

※2 ダウンロード版については、ネクスコ東日本ホームページ (<https://www.e-nexco.co.jp/>) の次のページを参照のこと。

(1) ～ (2)	「企業情報サイト」→「調達・お取引」→「契約関係図書のダウンロード」
(3) ～ (7) (9)	NEXCO 総研ホームページ → 「出版・刊行物」
(8) (11)	NEXCO 総研ホームページ → 「電子納品」→「工事の電子納品」
(12)	「企業情報サイト」→「調達・お取引」→「契約規程、基準、要領等」→「成績評定要領」

(13)	「企業情報サイト」→「調達・お取引」→「契約規定、基準、要領等」→「監督及び検査要領」
(15)	「企業情報サイト」→「調達・お取引」→「契約規定、基準、要領等」→「遠隔立会実施要領」

1-2 工事概要

1-2-1 工事名 東北自動車道 仙台管理事務所他 1 管内道路照明設備更新工事

1-2-2 道路名 東北自動車道、山形自動車道、常磐自動車道、仙台東部道路、三陸自動車道、仙台北部道路、仙台南部道路

1-2-3 施工箇所

道路名	(自)	(至)
東北自動車道	宮城県白石市 緯度 38° 02' 16" 経度 140° 38' 13"	宮城県栗原市 緯度 38° 42' 31" 経度 141° 00' 43"
山形自動車道	宮城県柴田郡村田町 緯度 38° 08' 23" 経度 140° 43' 24"	宮城県柴田郡川崎町 緯度 38° 10' 37" 経度 140° 37' 22"
常磐自動車道	宮城県亘理郡山元町 緯度 37° 59' 04" 経度 140° 52' 18"	宮城県亘理郡山元町 緯度 37° 59' 04" 経度 140° 52' 18"
仙台東部道路	宮城県名取市 緯度 38° 10' 56" 経度 140° 55' 54"	宮城県仙台市 緯度 38° 16' 3" 経度 140° 58' 48"
三陸自動車道	宮城県多賀城市 緯度 38° 18' 05" 経度 140° 58' 48"	宮城県宮城郡利府町 緯度 38° 20' 26" 経度 140° 59' 59"
仙台北部道路	宮城県宮城郡利府町 緯度 38° 18' 45" 経度 140° 58' 39"	宮城県富谷市 緯度 38° 22' 30" 経度 140° 53' 18"
仙台南部道路	宮城県仙台市 緯度 38° 12' 30" 経度 140° 56' 17"	宮城県仙台市 緯度 38° 12' 56" 経度 140° 48' 29"

1-2-4 工事内容

本工事は道路照明設備の更新及び撤去を行うものであり、これらに伴う据付撤去、配管配線、試験調整等の一切の工事を行うものである。

事務所	場所	設備	数量
仙台管理事務所	白石 I C ～ 築館 I C	道路照明設備工事	一式
	村田 J C T ～ 宮城川崎 I C		
仙台東管理事務所	山元 I C	道路照明設備工事	一式
	名取 I C ～ 仙台港 I C		
	多賀城 I C ～ 利府中 I C		
	利府 J C T ～ 富谷 J C T		
	仙台若林 J C T ～ 仙台南 I C		

1-3 監督員と所掌範囲に関する事項

本工事における監督員と所掌範囲は下表のとおりとする。

監督員	所掌範囲	
	道路名等	区間等
仙台管理事務所長	東北自動車道 山形自動車道	白石 I C ～ 築館 I C 村田 J C T ～ 宮城川崎 I C
仙台東管理事務所長	常磐自動車道 仙台東部道路 三陸自動車道 仙台北部道路 仙台南部道路	山元 I C 名取 I C ～ 仙台港 I C 多賀城 I C ～ 利府中 I C 利府 J C T ～ 富谷 J C T 仙台若林 J C T ～ 仙台南 I C

1-4 現場代理人等に関する事項

1-4-1 主任技術者及び監理技術者の専任期間

主任技術者及び監理技術者の専任を要しない期間は、施設仕様書 1.7.2 (2) に規定する他、以下に示す内容で工事現場（準備工事を含む）が稼働していない期間とする。

- ①機材製作中に同一工場内で他の製作と一元的な管理を行うことが可能な期間で、かつ配置技術者の専任を要する作業が無い期間
- ②混雑期等による工事の抑制期間

1-4-2 現場代理人等の配置

施設仕様書 1.7.2 (1) に規定する監督員の確認を得ることで必ずしも常駐を要しない期間に以下の期間も含めるものとする。

- ①工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間
- ②機材製作中に同一工場内で他の製作と一元的な管理を行うことが可能な期間で、かつ配置技術者の専任を要する作業がない期間
- ③混雑期等による工事の抑制期間

1-5 配置技術者に関する事項

1-5-1 配置技術者経験及び資格

配置技術者に求める経験及び資格は、当該工事の入札公告（説明書）に示すとおりとする。

1-5-2 特例監理技術者の兼務について

施設仕様書 1.7.3（4）に規定する特例監理技術者②の兼務できる工事は、以下に示す市町村の範囲とする。

(1)対象範囲

東北自動車道 白石 I C～築館 I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

山形自動車道 村田 J C T～宮城川崎 I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

常磐自動車道 宮城県亘理郡山元町及び隣接する市町村

仙台東部道路 名取 I C～仙台港 I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

三陸自動車道 多賀城 I C～利府中 I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

仙台北部道路 利府 J C T～富谷 J C Tを通過する市町村及び隣接する市町村

仙台南部道路 仙台若林 J C T～仙台南 I Cを通過する市町村及び隣接する市町村

1-6 部分使用に関する事項

施設仕様書 1.45.1 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。ただし、部分使用予定時期及び範囲の変更については、その都度監督員との協議によるものとする。

箇所	対象	使用開始時期	使用理由
更新箇所	道路照明設備	試験調整完了後	一般の用に供するため

1-7 作業日に関する事項

土曜、日曜、祝日（振替休日を含む）、12月29日から翌年1月3日及び夏季休暇（3日）の期間による他、下表に示す期間にあっては、原則として本線上での工事及び運用設備のシステム停止を伴う作業を行ってはならない。やむを得ず作業を行う場合、受注者は、事前に週間工程表に作業日を記載し、監督員に確認を得なければならない。

工事抑制期間（予定）	
GW混雑期	4月下旬～5月上旬
夏季混雑期	8月上旬～8月中旬
年末年始混雑期	12月下旬～1月上旬

工事抑制期間・箇所等の詳細については、監督員の指示に従うものとする。

また、監督員より上記以外の指示がある場合はその指示に従うものとする。

1-8 着工日に関する事項

施設仕様書第1章第12節「着工日」の「測量等」には、打ち合わせ及び工事現場の調査を含むものとする。

1-9 余裕期間について

本工事は、施設仕様書第1章第12節「着工日」の規定によらず、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事であり、発注者が示した余裕期間内（工事着手期限までの間）で、受注者が工事の始期を任意に設定することができる。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場事務所等の設置、資材の搬入、仮設工事または測量等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

受注者は、受注者が設定した工事の始期までに、「工事打合簿」にて監督員に着工日を通知した上で、工事に着手しなければならない。

余裕期間（工事着手期限）：契約保証取得の日の翌日から120日間

1-10 作業時間に関する事項

1-10-1 規制抑制時間

下表内場所での本線上作業を行う場合は、表内時間に従い作業を行うこと。

やむを得ず表記時間内で作業を行う場合は、受注者は理由を付した書面を監督員へ提出し、承諾を得るものとする。

規制時間とは、規制協議時間とし規制機材設置から規制機材撤去までの時間をいう。

<仙台管理事務所>

場所	上/下	規制抑制月	規制抑制時間	規制内容	備考
東北自動車道 白石 I C～村田 I C	下	8 月	16:00～18:00	走行車線規制 追越車線規制	
東北自動車道 村田 I C～村田 J C T	上	1 月～7 月、12 月	8:00～10:00	走行車線規制	
		8 月～11 月	7:00～11:00	追越車線規制	
東北自動車道 村田 J C T～菅生スマート I C	上	1 月～7 月、12 月	7:00～12:00	走行車線規制	
		8 月	7:00～18:00	追越車線規制	
		9 月～11 月	7:00～13:00		
東北自動車道 村田 I C～村田 J C T	下	1 月～12 月	16:00～18:00	走行車線規制 追越車線規制	
東北自動車道 村田 J C T～仙台南 I C	下	1 月～7 月、12 月	15:00～19:00	走行車線規制	
		8 月～11 月	14:00～19:00	追越車線規制	
東北自動車道 大和 I C～大衡 I C	上	1 月～7 月、12 月	15:00～19:00	走行車線規制	
		8 月～11 月	14:00～19:00	追越車線規制	
東北自動車道 大衡 I C～三本木スマート I C	上	1 月～7 月、12 月	16:00～18:00	走行車線規制	
		8 月	14:00～19:00	追越車線規制	
		9 月～11 月	15:00～19:00		

場所	上/下	規制抑制月	規制抑制時間	規制内容	備考
東北自動車道 大和 I C～大衡 I C	下	1 月～7 月、9 月～ 12 月	7:00～10:00	走行車線規制 追越車線規制	
		8 月	7:00～11:00		
東北自動車道 大衡 I C～三本木スマート I C	下	1 月～7 月、12 月	7:00～9:00	走行車線規制 追越車線規制	
		8 月～11 月	7:00～10:00		

＜仙台東管理事務所＞

場所	上/下	規制抑制月	規制抑制時間	規制内容	備考
仙台東部道路 名取 I C～仙台若林 J C T	上	1 月～12 月	6:00～11:00 17:30～20:00	走行車線規制 追越車線規制	※1
	下		6:00～9:00 16:00～20:00		
仙台東部道路 仙台若林 J C T～仙台東 I C	上下		6:00～20:00		
仙台東部道路 仙台東 I C～仙台港 I C	上		6:00～10:00 15:00～20:00		
	下		6:00～11:00 15:30～20:00		
仙台東部道路 仙台港 I C～仙台港北 I C	上		6:00～9:00 15:00～20:00		
	下		6:00～11:00 15:00～20:00		
三陸自動車道 利府塩釜 I C～利府中 I C	上		6:00～9:00 15:30～19:00		
	下		6:00～9:00 17:00～19:00		
三陸自動車道 多賀城 I C～利府 J C T	上下		6:00～20:00		

※1 日出時刻が規制抑制時間の開始より早い場合であっても、日出時刻から規制抑制時間の開始まで本線作業を行うことはできないものとする。

1-10-2 夜間通行止め時間

下表の区間における施工は夜間通行止めで実施するものとする。なお、別途工事との工程調整等により予定時期及び予定日数が変更となる場合は、別途監督員より通知するものとする。

管理事務所	予定区間	予定時間	予定時期	予定日数	備考
仙台東 管理事務所	仙台北部道路 利府 J C T～富谷 J C T	20:00～ 翌 5:00	6 月 9 月～10 月	6 日間	
	仙台南部道路 長町 I C～仙台南 I C	20:00～ 翌 5:00	6 月～7 月 10 月	6 日間	※

※該当区間のうち S2 受電所照明盤の撤去等に伴う施工は本項目によらず、本特記仕様書 4-10 によるものとする。

1-11 受注者相互の協力に関する事項

施設仕様書 第 1 章第 15 節における隣接工事または関連工事及び契約書第 2 条の発注者の発注に係る第三者が施工する他の工事とは、次に掲げる工事を言う。なお、変更及び追加工事については、その都度監督員の指示によるものとする。

工 事 名	主な関連事項	予定工期	受注者	施工主体
保全点検業務等の実施 に関する年度協定 (施設保全管理業務)	既設設備の操作 接続の立会	通年	(株)ネクソ・エンジニアリング 東北	ネクソコ 東日本
保全点検業務等の実施 に関する年度協定 (施設保全工事業務)	工程調整	通年	(株)ネクソ・エンジニアリング 東北	ネクソコ 東日本
保全点検業務等の実施 に関する年度協定 (通 信施設保全管理業務・管理 施設保全工事)	既設設備の操作 接続の立会	通年	(株)ネクソ東日本 エンジニアリング	ネクソコ 東日本
保全工事業務等の実施 に関する年度協定 (道路保全工事業務)	工程調整	通年	(株)ネクソ・メンテナ ンス東北	ネクソコ 東日本
東北支社管内 路車間 情報設備更新工事	工程調整	令和 5 年 12 月 26 日 ～ 令和 9 年 2 月 7 日	(株)関電工	ネクソコ 東日本
東北支社管内 ETC 設備増設工事	工程調整	令和 6 年 4 月 24 日 ～ 令和 12 年 1 月 22 日	(株)関電工	ネクソコ 東日本
東北自動車道 休憩施 設混雑情報板設備工事	作業区間の重複 工程調整	未定	未定	ネクソコ 東日本
仙台東部道路 種次橋 他 7 橋耐震補強工事	作業区間の重複 工程調整	未定	未定	ネクソコ 東日本
三陸自動車道 多賀城 高架橋 (その 3) 耐震 補強工事	作業区間の重複 工程調整	未定	未定	ネクソコ 東日本
常磐自動車道 R9 仙 台東管内舗装補修工事	作業区間の重複 工程調整	未定	未定	ネクソコ 東日本

1-12 他施設への損害

本工事の施工に際し、建物及び他施設に損害を与えないよう十分注意をするものとし、万一損害

を与えた場合は監督員の指示に従い、受注者の責任において速やかに原形に復旧するものとする。

1-13 工事用電力設備等に関する事項

本工事に使用する工事用の電力設備、給水設備及び現場内配電線等の設置、保安管理及び撤去は、全て受注者が自らの負担で行うものとする。ただし、ネクスコ東日本名義の電力を使用する場合は、監督員と協議し許可を得て使用することができる。なお、この場合における費用については、監督員との協議によるものとする。

1-14 施工計画書

1-14-1 基本事項

施設仕様書 1.19.1 (16) の仕様書に定められた事項とは、次の事項とする。

(1)品質管理計画

次の事項が確認できること。

- ①品質管理の組織・体制（社内検査体制を含む）
- ②現場における材料・施工に関する品質管理の具体的な実施方法及び時期
- ③現場に設置された機器等の性能・機能に関する品質管理の具体的な実施方法及び時期
- ④その他現場の状況に応じた必要事項

(2)安全・訓練等の具体的な計画

1-14-2 施工計画書の承諾

施設仕様書 1.19.2 の仕様書で施工計画の承諾を得るものとされた事項とは、次の事項とする。

(1)交通規制計画書

(2)高所作業に関する事項

(3)重機を使用する作業

(4)転倒防止に関する事項

(5)光通信ケーブル等損傷防止対策に関する事項

(6)運用中の設備の機能停止を伴う作業に関する事項

(7)運用中の設備への誤情報表示等の防止に関する事項

(8)その他監督員が指示する事項

1-15 光通信ケーブル、架空線、埋設物等損傷事故防止に関する事項

1-15-1 光通信ケーブル等損傷事故防止について

(1)光通信ケーブル等損傷事故防止

受注者は、高速道路及び自動車専用道路（以下「高速道路等」という。）に埋設あるいは添架されている光ケーブル等の損傷事故を防止するために、光ケーブル等の近接箇所の工事の施工に当たっては「光ケーブル等損傷事故防止マニュアル」（以下「マニュアル」という。）及び監督員の指示に基づき、万全の措置を講じなければならない。

また、一般道に埋設あるいは添架されている光ケーブル等についても光ケーブル等の近接箇所の工事の施工に当たっては、監督員の指示に基づき万全の措置を講じなければなら

ない。

(2)光ケーブル等損傷事故防止監理者

- ①受注者は、高速道路等に埋設あるいは添架されている光ケーブル等の近接箇所の工事の施工に当たっては、工事の計画・現場指導等の強化を実施する専任の光ケーブル等損傷事故防止監理者を定め、監督員に通知しなければならない。
- ②光ケーブル等損傷事故防止監理者は、マニュアルの内容を十分理解し、光ケーブル損傷事故防止に関して万全の措置が講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。また、近接工事作業時に現場に立会い事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- ③ケーブル等損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者（監理技術者）及び専門技術者と兼ねることができるものとする。

1-15-2 架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止対策

(1)架空線等上空施設及び地下埋設物関連事故の防止

受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するために近接箇所の工事の施工を行う場合は、監督員の指示に基づき万全の措置を講じなければならない。

(2)埋設物等損傷事故防止監理者

- ①受注者は、一般道に位置する架空線等上空施設及び地下埋設物の損傷事故を防止するため、工事の計画、現場指導等の強化を実施する専任の「埋設物等損傷事故防止監理者」(以下「損傷事故防止監理者」という)を定め、監督員に通知しなければならない。
- ②損傷事故防止監理者は、埋設物等の損傷事故防止に関して万全の措置を講じられるよう作業員に安全教育の徹底を図り、指導及び監督を行うものとする。
また、試掘及び近接工事作業時に立会い、事故防止に関する指導、監督を行わなければならない。
- ③損傷事故防止監理者は、現場代理人・主任技術者(監理技術者)及び専門技術者、光通信ケーブル等損傷事故防止監理者と兼ねることができるものとする。

(3)架空線等上空施設の確認等について

- ①本工事区間に近接する架空線等上空施設がある場合は、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
- ②架空線等上空施設に近接して施工を行う際には、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

(4)地下埋設物の確認等について

- ①地下埋設物がある場合については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、埋設物の管理者及び監督員と受注者の立会のもと、現地で確認するものとする。
- ②地下埋設物の詳細位置については監督員から指示が無い限り、試掘で確認するものとする。
- ③試掘については、原則として以下のとおり行うものとする。
 - 1)試掘位置及び試掘方法は、埋設物管理者及び監督員の指示により決定する。
 - 2)試掘による埋設物の確認は、埋設物管理者及び監督員の立会のもと実施する。
 - 3)試掘の結果によって埋設物の位置が不明の場合は、埋設物管理者及び監督員に連絡し、

その指示に基づき、必要な追加調査等を実施する。

- ④地下埋設物に近接して施工を行う際には、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

1-15-3 光通信ケーブル等に近接する工事の作業前確認等について

受注者は、光通信ケーブル等に近接する全ての作業において、光通信ケーブル等の損傷事故防止対策として次の事項を実施するものとする。

(1)光通信ケーブル等埋設物の契約図書による現場設置状況の確認と報告

- ①受注者は、事務所の「光通信ケーブル等審査会」で協議する「光通信ケーブル等損傷事故防止対策の協議（確認）書（2／4）」の協議前に、現地で契約図書と現地設置状況及び管理用図面との照合を行い、現地照合結果を作業箇所毎に作成し、監督員に報告するものとする。

現地設置状況の確認とは次のことをいう。

- 1) ハンドホール等を開閉し、光通信ケーブル等の種別、条数、埋設方向、埋設深さの確認
- 2) 埋設標柱による埋設ルートの確認
- 3) 探査機による光通信ケーブル等の埋設ルート及び埋設深さの確認
- 4) 探査機による光通信ケーブル等から施工箇所までの離隔距離の確認
- 5) 危険箇所をスプレー等によるマーキングを行う

- ②受注者は、支社の審査監督員と協議した「光通信ケーブル等損傷事故防止対策の協議（確認）書（2／4）」を基に試掘調査を行い、試掘調査結果を当該箇所の施工図に明記し、監督員の承諾を得るものとする。

また、施工図の承諾後に工事着手するものとする。

(2)光通信ケーブル等埋設物の施工図等の保管及び掲示について

「光通信ケーブル等損傷事故防止対策の協議（確認）書」の資料及び試掘調査結果を明記した施工図、管理用図面を現場事務所に保管するものとする。

光通信ケーブル等の近接工事を施工する場合は、当該施工箇所に「光通信ケーブル等損傷事故防止対策の協議（確認）書」の資料及び試掘調査結果を明記した施工図、管理用図面を常備及び掲示し、朝礼等で危険予知活動（KYK）を行い作業員全員に周知し注意喚起するものとする。

1-16 工事中の安全確保に関する事項

1-16-1 安全・訓練等の実施

施設仕様書 1.22.1 (5) に規定する安全教育等は現場が稼働していない期間(現場作業員が不在等)については実施しないものとする。

1-16-2 工事用車両の交通安全

工事用車両の通行に際しては交通法規を遵守し、人家連担区域及び学校周辺では安全確保に万全を期し、事故及び一般車両とのトラブルを未然に防ぐよう運転手に対して日常の車両管理指導を徹底させると共に、工事用車両の安全運行に関する業務を統括指導しなければな

らない。

また、監督員が必要と判断した場合は、交通誘導警備員を配置しなければならない。なお、これに要する費用については監督員と受注者との協議で定めるものとする。

1-16-3 標識等の設置

施設仕様書 1.22.1 に規定する安全対策を実施するに当たっては、必要とする箇所及び期間において、工事標示板、標識等の交通安全施設を設置するものとする。また、現道を掘削する場合や迂回路を設ける場合等は、堅固なバリケード、保安灯等により交通車両及び一般通行人の転落を未然に防止する措置を講ずるものとする。

1-16-4 災害発生時の対応

受注者は、作業現場付近において、交通事故・災害等の異常事態が発生した場合は応急処置を講ずると共に、直ちに監督員に報告しその指示を受けなければならない。また、施工中に大規模地震の警戒宣言が発せられたときは、直ちに施工を中止し監督員の指示に従うものとする。

1-16-5 転倒防止に関する事項

(1) 転倒防止対策

受注者は、施工基面となる地盤上に 25t 吊り能力以上の移動式クレーンまたは、モンケンを除く杭打機等（基礎工事用機械の車両系建設機械）を使用する場合に当たっては、地盤及び地耐力の確認方法に関する内容を含めた転倒防止策について、監督員に施工計画書の承諾を得るものとする。

(2) 転倒防止対策に関する費用

調査結果により、地耐力を確保するための対策や施工方法の変更等転倒防止対策を監督員が必要と判断した場合は、費用について監督員と受注者で協議を行うものとする。

1-16-6 作業員の服装

受注者の作業員はその所属を容易に識別できる服装または腕章を着用させるものとする。なお、本線上等における作業を実施する場合は、反射帯付き縞チョッキ及びヘルメット、室内作業においては帽子の着用を義務付け、自らの安全対策を徹底させるものとする。

また、本線上夜間作業の際には自発光式の安全器材を積極的に採用し、一般車両、工事用車両への注意喚起及び現場内の安全性向上に努めるものとする。

1-16-7 工事用車両の表示

受注者は、本工事に使用する車両について一般の車両と明確に区別するため、工事用車両看板を車両に掲げるとともに、黄色回転灯を点灯できるようにしなければならない。ただし、ネクスコ東日本の貸与車両はこの限りではない。なお、工事用車両看板の仕様については、監督員と協議を行い決定するものとする。

（参考）工事用車両プレート（黄色地に黒文字）縦 300mm×横 1,000mm

ネクスコ〇〇(管)
工 事 用 車 両

1-16-8 工事中の安全確保に関する費用

本特記仕様書 1-16-3、1-16-6、1-16-7 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-17 安全管理の強化に関する事項

1-17-1 注意喚起の方法

発注者が提供する他工事の事故情報に基づき実施する注意喚起や現場点検に当たっては、当該工事に状況を置き換え、点検項目を設定するなどより具体的に実施し、不備があれば速やかに改善しなければならない。

1-17-2 リスクアセスメント

工事の施工内容や施工環境の変化等に応じて、適宜、リスクアセスメントを設定（見直し）し、その結果に基づき、設計条件・施工条件・管理方法に対して必要な対策を講ずるものとする。また新たに入所する作業班への引継ぎについても元請会社がその都度確実に実施するものとする。特に供用道路、鉄道、家屋等に近接する第三者被害を伴う災害リスクが大きい工事や高速道路の規制を伴う工事は、事故発生時の影響を考慮して適切なリスク評価を行わなければならない。

1-17-3 資機材落下防止

特に道路・鉄道との交差または近接箇所及び高速道路等での資機材の飛散・落下に伴う公衆災害の防止対策について徹底しなければならない。

1-17-4 新規入場者教育

新規入場者教育については、下請会社の統制、教育終了の確認、教育未了者の入場抑止手段などに留意して、元請会社が確実に実施しなければならない。

1-17-5 現場内の安全管理

作業計画書に基づく作業手順の徹底及び安全管理責任者による現場の管理・確認と是正指導を徹底しなければならない。

1-17-6 安全管理の強化に関する費用

本特記仕様書 1-17-1～1-17-5 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-18 環境対策に関する事項

1-18-1 騒音等に関する配慮

受注者は、施工に伴う工事用機械及び車両の騒音対策について、近隣の地域住民へ十分な配慮を講じて施工を行わなければならない。

1-18-2 環境保全に関する配慮

受注者は、工事現場等からの土砂持出し等により、出入口付近の道路を汚損しないように路面等の清掃及び資材運搬車両等のタイヤの泥落とし等を行い、常に良好な状態に保つものとする。

1-18-3 工事用機械に関する事項

本工事で使用する建設機械は、大臣官房技術審議官が別に定める排出ガス対策型機械指定要領に基づき、排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械を使用するものとする。

1-18-4 環境対策に関する費用

本特記仕様書 1-18-1～1-18-3 に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-19 工事記録等に関する事項

1-19-1 完成図書の提出部数

施設仕様書 1.47.5 工事完成図書の構成及び製本による提出部数等については、監督員ごとに下表のとおりとする。

提出図書	内 容	規格	製本等の 種別	提出 部数	備 考
完成図書	・施設仕様書 1.47.5 (1) 工事しゅん功図による ・施設仕様書 1.47.5 (2) 取扱説明書集による ・特記仕様書※	A4	金文字 黒表紙製本	2 部	連絡先、保守 技術支援体制 表記記入
工事しゅん功図 (施工図含む)	施設仕様書 1.47.5 (1) 工事しゅん功図及び (3) 施工図集による	A3	金文字 黒表紙製本	2 部	
工事写真集	施設仕様書 1.47.1 による	A4	ハイクラス式ファイル	1 部	
しゅん功写真集	施設仕様書 1.47.2 による	A4	金文字 黒表紙製本	1 部	
電子納品	・電子納品作成要領による ・施設仕様書 1.47.5(4)「施設設備集計データ」による	電子 データ	CD-R または DVD	2 枚	監督員指定書 式（設備集計 システム オフラインデ ータ）

提出図書	内 容	規格	製本等の 種別	提出 部数	備 考
関係法令に基づく申請・届出書類等	工事に関連して許可申請や届出を行ったすべてについての写し	A4	パ イ プ 式ファイル	1 部	該当する場合のみ

※変更特記仕様書がある場合、当初特記仕様書に変更箇所を追記修正し取り纏めたものを提出する。

1-19-2 工事完成図書への秘密保持対応

工事完成図書の表紙に、以下に示す内容を赤色で明記する。

東日本高速道路株式会社の許諾なく本資料の一部または全部を複製及び第三者への開示を行ってはならない。（これは赤色のスタンプである。）

1-20 設計図面 CAD データの電子媒体による貸与

ネクスコ東日本から、発注時の設計図面 CAD データを電子媒体で貸与する場合がある。この場合、受注者は工事しゅん功時に、この CAD データをしゅん功データに修正し、しゅん功図（原図）とともに発注者に提出するものとする。なお、CAD データを提出する際のファイル形式は、原則としてネクスコ東日本から貸与したデータのファイル形式と同一とする。やむなくファイル形式を変更する場合には、監督員の確認を得るものとする。

1-21 提出書類に関する事項

提出書類は、施設仕様書第 1 章第 48 節によるものとする。なお、施設仕様書に示されていない書類でも監督員が必要とした場合は、その都度提出するものとする。

1-22 残存物件の取扱について

1-22-1 引渡しを要する残存物件について

本工事で発生する引渡しを要する残存物件は無いものとする。ただし、別途監督員より指示があった場合にはその内容に従うものとし、必要となる費用については契約変更の対象とし、監督員と受注者とで別途協議するものとする。

1-22-2 引渡しを要しない残存物件の処分について

本工事で発生する引渡しを要しない残存物件は下表によるものとし、施設仕様書第 1 章第 55 節の規定に基づき、受注者により運搬及び処分等を行うものとするが、処分に先立ち分別の方法・分別毎の予測数量、分別毎の処理方法・場所等を記載した施工計画書を作成し、監督員の確認を得るものとする。

なお、これらに必要な費用については契約変更の対象とし、監督員と受注者とで別途協議するものとする。

処理完了後は分別毎の処理数量、分別毎の処理方法・場所等、処理実施状況に関する記録（写真・集計表等）を添えて監督員に報告するものとする。

発生場所	品 名	単位	数量	備考
仙台管理事務所管内	照明用ポール、道路照明灯具、投光器、安定器、スイッチボックス、配管配線、変圧器、照明盤、WEB カメラ、化粧板、ランプ	式	1	
仙台東管理事務所管内		式	1	

なお、上記以外に発生する残存物件の運搬及び売却または処分については、発生の都度、監督員と協議し、適切に処分するものとする。また、上記の予定数量に変更があった場合には、監督員と協議するものとする。

1-23 再生資源の使用及び建設副産物に関する事項

(1)再生資源の使用及び建設副産物の活用等

施設仕様書 1.25.2 に示す指定副産物のうち、建設発生土の処理は場内処分とするが、再利用を図れる下表に類するものについては、監督員と協議するものとする。

指定副産物	処理方法	適用
コンクリートガラ	再資源化施設に引渡し	有償
アスファルト・コンクリートガラ	再資源化施設に引渡し	有償

(2)再生資源の使用及び建設副産物の処理に要する費用

再生資材の使用及び建設副産物の処理に要する費用について、当初は請負金額に含まないものとする。ただし、監督員が必要であると認めた再生資材の使用及び建設副産物の処理を指示した場合に、受注者はその指示に従うものとする。なお、これらに要する費用については協議し定めるものとする。

1-24 石綿含有建材の除去及び処理

1-24-1 基本事項

建築物等の解体等工事に伴い石綿含有建材の除去及び処理（以下、「特定工事」という）を行う場合は、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則及び建築物解体工事共通仕様書（国土交通省）6章「石綿含有建材の除去及び処理」に定める事項を順守するものとする。

1-24-2 事前調査

(1)大気汚染防止法 18 条の 15 に基づく事前調査を行う場合は調査方案書を作成し、監督員の確認を得たうえで調査を実施するものとする。

(2)石綿含有建材の事前調査は設計図書その他の書面による調査（以下、「書面調査」という）及び特定建築材料の有無の目視による調査（以下、「目視調査」という）によるものとし、石綿含有の有無が明らかにならなかった場合は試料を採取しての分析調査（以下、「分析調査」という）を行うものとする。

なお、書面調査及び目視調査に要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。また、分析調査を行う場合の費用については契約変更の対象とし、監督員と受注者とで別途協議するものとする。

(3)事前調査の結果は石綿含有の有無に関わらず作業開始前（届出対象特定工事の場合は工事

開始の14日前まで)までに監督員に調査結果報告書を提出し、説明するとともに都道府県知事に報告するものとする。

- (4)事前調査に関する記録の写しを工事現場に備えるとともに、事前調査結果及びその他環境省令で定める事項を公衆へ見やすい場所に掲示(A3サイズ以上)しなければならない。
- (5)事前調査の結果石綿含有が確認された場合は、石綿除去作業の追加を監督員から指示する場合がある。なお、追加に要する費用については監督員と受注者とで協議し定めるものとする。

1-24-3 作業基準

- (1)特定工事における特定粉じん排出等作業の開始前に作業計画書を作成し、監督員の確認を得たうえで作業を実施するものとする。
- (2)特定工事における特定粉じん排出等作業を行う場合は、環境省令で定める事項を公衆へ見やすい場所に掲示(A3サイズ以上)しなければならない。
- (3)特定工事における特定粉じん排出等作業の実施状況を記録し、監督員に提出するものとする。
- (4)特定工事を下請負人に委託する場合は、特定粉じん排出等作業が作業計画書に基づき適切に行われているかを確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。
- (5)特定工事における特定建築材料の除去または囲い込み等の完了後、これらの作業が完了したことの確認を適切に行うため、事前調査の知識を有する者または石綿作業主任者に除去作業については取り残しがないこと、囲い込み及び封じ込めについては措置が正しく実施されていることを確認させ、その結果を監督員に提出するものとする。

1-25 工程表及び履行報告に関する事項

1-25-1 計画工程

施設仕様書 1.19.1(2)に示す計画工程表の記載内容は、監督員と十分な協議のうえ策定するものとする。

1-25-2 計画工程表の提出

計画工程表は施設仕様書 1.19.1(2)に示す他、監督員が必要と認めて指示した場合に、作成、または記載事項を修正し、監督員に提出しなければならない。

1-25-3 工程表及び履行報告

- (1)施設仕様書 1.18.2 に定める様式第19号の工程表は下記のとおりとする。(様式ー2①を参照)
 - ①準備・後片付けは、工程のみを棒グラフで記入する。
 - ②準備・後片付け以外の項目は、工程を棒グラフで記入し、棒グラフの上段に各月毎に累計計画出来高率(%)を記入する。
 - ③全体工程及び合計出来高率については上記②による他、計画出来高累計曲線を記入する。
 - ④工程表に記載する項目名及び項目に含まれる工種の内訳は監督員と打合せの上決定するものとする。

(2)施設仕様書 1.18.3 に定める履行報告は、施設仕様書の様式第 20 号の工程表と合わせて様式－1 を作成し提出するものとする。なお、様式第 20 号の工程表は、上記 (1) の工程表に次の事項を記入するものとする。(様式－2 ②を参照)

①棒グラフの下段に当月までの累計実施出来高率 (%) を記入し、翌月以降の予定出来高率 (%) を () 書きで記入する。

②計画進捗状況累計曲線に、当月までの累計実施出来高及び翌月以降の累計予定出来高曲線を計画出来高と区別できる方法で記入するものとする。

なお、管理事務所毎の履行が 100%であることを確認した場合、その管理事務所分の翌月以降の提出については監督員と協議し省略することができるものとする。ただし、工事追加指示により履行が 100%でなくなった場合は指示日の当月分より提出を要するものとする。

1-26 交通規制に関する事項

1-26-1 交通規制

(1)交通規制 (別紙－1 規制図参照) を実施するに当たっては、土木仕様書「第 19 章 交通規制工」並びに道路保全要領 (路上作業編) を適用するとともに、交通規制細則に基づき工事中の保安に万全を期さなければならない。また、事前に規制方法等に関する計画書を監督員に提出し、承諾を得た後に実施するものとする。

(2)受注者は、事前に施工場所、交通規制の方法及び日程について、監督員に報告するものとする。また、交通規制の開始及び終了時には、ネクスコ東日本の交通管制室及び管理事務所に報告しなければならない。

1-26-2 貸与品

本工事においては、別紙－1 規制図に示す交通規制に関する物品は貸与せず、関連項目に含むものとする。また、燃料・油脂・現場修理及び機械管理に要する費用は、関連項目に含むものとし別途支払は行わないものとする。

ただし、規制協議の結果必要となった規制機材については受注者側で準備するものとし、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

1-27 工事用車両のネクスコ東日本の管理する有料道路乗り入れに関する事項

ネクスコ東日本は、下表に示す交付対象車両が工事等の施工に関して必要があると認めた場合は、工事用プレート等を交付することがある。

受注者は、工事用プレート等の交付を申請する場合には、工事用プレート等交付申請書に基づき、契約者に申請するものとし、工事等の施工中において監督員が工事用プレート等の返納を求めた場合は、直ちに返納しなければならない。受注者は、工事用プレート等を適正に使用・管理するとともに、工事等の施工以外の目的に使用してはならない。

<仙台管理事務所>

申請可能区間	摘要
東北自動車道：白石 I C～仙台南 I C 仙台宮城 I C～泉 I C 大和 I C～三本木スマート I C 長者原スマート I C～築館 I C 山形自動車道：村田 J C T～宮城川崎 I C	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

<仙台東管理事務所>

申請可能区間	摘要
常磐自動車道：山元 I C 三陸自動車道：利府塩釜 I C～松島海岸 I C 仙台東部道路：名取 I C～仙台港北 I C 仙台北部道路：利府 J C T～富谷 J C T 仙台南部道路：仙台若林 J C T～仙台南 I C	交通規制の設置、撤去に関わる資材運搬車、標識車

1-28 関係官公署及び関係会社への手続きに関する事項

本工事の施工に関する手続きは、施設仕様書第 1 章第 10 節によるほか、施工管理要領別添資料 1-1 によるものとする。手続きに際し、関係者との協議を要する場合には監督員が行うものとし、受注者はこれを補助（必要となる情報や資料の提供、協議への同席等）するものとする。なお、受注者が協議を行う必要が生じた場合は、事前に監督員と協議内容について確認しておくものとする。

ただし、これらに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-29 補足事項

1-29-1 疑義

受注者は、本特記仕様書及び設計図面・現場のおさまりに疑義を生じた場合は、速やかに監督員に報告し、指示を得なければならない。

1-29-2 機能停止を伴う作業に関する事項

施設仕様書 1.19.6 によるものとする。これらに伴う仮設工事等の費用は請負額に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-29-3 消費税法等の一部改正に伴う取扱いについて

- (1) 請負代金額における消費税等の額については、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。
- (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の一部改正に伴い適用となる税率に基づき請求すること。なお、経過措置の適用を受ける場合については、請求書等に必要な事項を記載の上、発注者に請求するものとする。
- (3) 工期の延長が工事請負契約書第 18 条から第 20 条までの規定による場合等により、契約の

目的物の引渡時期を変更して引渡が施行日以降となり消費税等の率が変わった場合、増加分の消費税等は発注者が負担するものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由によって引渡が遅れた場合、増加分の消費税等は受注者が負担するものとする。

1-29-4 保守技術支援体制

機器の故障時等に、発注者からの連絡に対し 24 時間体制で迅速な修理及び復旧に必要な技術的助言、必要部品の供給・手配の支援を行う体制があること。また、施設仕様書 1.47.5 工事完成図書（2）取扱説明書集に保守技術支援体制表を添付するものとする。

1-29-5 特殊な調査及び試験への協力等

施設仕様書 1.17.2 に定める調査のほか、受注者は当該工事が厚生労働省で実施する労働災害動向調査の対象工事となった場合には、調査等に必要な協力をするものとする。また工期経過後においても同様とする。

1-29-6 車両制限令を超える車両の通行に関する通行許可の確認結果の提出

受注者は、施設仕様書第 1 章第 58 節（5）における確認について、許可証の原本やオンライン申請においてはダウンロードした電子ファイルデータで確実に確認し、その確認結果を監督員に提出するものとする。

1-29-7 資機材の管理徹底

受注者は、工事現場における使用資材及び現場保安資材について、現場保管等の管理強化に努めなくてはならない。

1-29-8 緊急時の協力業務

本工事期間中に、工事施工範囲に属する管理事務所管内の高速道路において、災害等が発生した場合は、各監督員の指示に従い災害復旧に協力するものとする。

なお、これに要する費用については、別途、監督員と受注者間で協議するものとする。

1-29-9 無線電話の使用

受注者は、業務の実施に当たって無線電話等を使用する場合は、ネクスコ東日本が別に定める「業務委託等による無線局の取扱要領」により行うものとする。

1-29-10 電気工作物の工事等における作業心得

施工計画書には、東北支社 自家用電気工作物保安規程実施規則で定める作業心得を明記するものとする。

1-30 設計図書の変更及び追加について

次の工事を本工事に追加する場合は、監督員と協議の上、設計変更の対象とする。

- (1) 現地状況による工種の追加及び仕様、数量の変更
- (2) 社会情勢等により予見できない納期遅延による仕様または工期変更

(3) 橋梁耐震補強工事との施工調整に伴う利府 J C T 自動点滅器移設工の追加

1-31 コンピュータウイルスの感染の防止

受注者は、本工事において保守用パソコン及び試験調整員等が持参する試験用パソコン等を使用する場合には、当該パソコンがコンピュータウイルスに感染しないよう処置を施したのち、接続するものとする。

また、施工計画書及び現地試験方案書に具体的な記述をし、監督員へ提出するものとする。

1-32 各種インターフェース仕様の開示に関する事項

各機器を結ぶインターフェース条件・規格は設計図書によるが、各機器間の伝送設計に必要なビット割付、ビット送信順序、データ割付、データ送信順、タイミングチャート等インターフェース詳細規格並びに関連規格について、受注者はすべてネクスコ東日本に開示するものとする。

なお、上記インターフェース詳細規格等については、機器承諾事項であり監督員の承諾を得るものとする。

1-33 快適トイレ

1-33-1 定義

快適トイレとは、工事現場で男女ともに働きやすい環境とするために、以下の仕様を満たす現場付近に設置する仮設トイレをいう。

1-33-2 仕様

快適トイレは下表の(1)～(11)の仕様を満たすものを原則とする。なお、(12)～(17)については、仕様を満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり必須ではない。なお、(18)～(25)は可能な限り配慮することとする。

仕様等	内容
快適トイレに求める機能	(1) 洋式便器
	(2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
	(3) 臭い逆流防止機能
	(4) 容易に開かない施錠機能
	(5) 照明設備
	(6) 衣類掛け等のフック付、または、荷物の置ける棚等（耐荷重 5 kg 以上とする）
付属品として備えるもの	(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
	(8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
	(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
	(10) 鏡と手洗器
	(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
推奨する仕様、付属品	(12) 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
	(13) 擬音装置（機能を含む）

	(14) 着替え台
	(15) 臭気対策機能の多重化
	(16) 室内温度の調整が可能な設備
	(17) 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）
可能な限り配慮する事項	(18) 原則、女性がいる現場は、女性トイレを設置することを標準とする
	(19) 女性トイレの設置にあたっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く
	(20) 男性トイレや喫煙所に女性トイレは隣接して設置せず、一定の距離を確保する
	(21) 男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線を配慮する
	(22) 窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことの無いよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする
	(23) 女性トイレのドアは、開けたら真正面ということの無いよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする
	(24) トイレの室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする
	(25) 混雑等を理由とした異性用トイレの使用が行われないよう徹底する

1-33-3 快適トイレの費用の取扱い

- (1) 受注者は、快適トイレの設置にあたっては、本特記仕様書 1-33-2「仕様」の内容を満たすことを示す書類を監督員に提出し、規格、基数等の詳細について監督員と協議するものとする。
- (2) 設計変更の対象数量は、必要性について監督員と協議し決定するものとする。
- (3) 最終の設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督員と協議の上、支出実態から従来品相当額（10,000 円／基・月）を控除した上で、57,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。
- (4) 運搬費は共通仮設費に含むものとし別途支払いは行わない。

1-34 保険の付保及び事故の補償

保険の付保については、施設仕様書 1.50.1 保険の付保によらず、下記のとおりとする。

・契約書第 57 条に規定する火災保険、建設工事保険、その他の保険（賠償責任保険は除く）の付保は任意とし、賠償責任保険（支払限度額 1 億円以上）は付保しなければならない。

1-35 工事着手前安全検討会の設置について

本工事は、「工事着手前安全検討会」の対象工事である。

「工事着手前安全検討会」の運用に当たっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。ただし、これに要する費用は諸経費に含むものとし、別途支払いは行わないものとする。

1-36 工事変更等検討会の設置について

本工事は、工事の変更手続きの透明性及び公正性の向上や適正な工期確保を目的に、発注者と受注者が一堂に会して、工事の返答等の妥当性の審議及び工事工程クリティカルパス等の共有並びにこれらに伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「工事変更等検討会」の施工対象工事である。

「工事変更等検討会」の運用に当たっては、契約締結後、監督員より別途通知するものとする。

1-37 工事用材料に関する事項

1-37-1 JIS規格改正に伴う読み替え

JIS H 8641:2007 を引用しためっきの種類、記号及びめっき皮膜の管理手法で契約図書及び本特記仕様書 1-1 に記載されている適用仕様書等に規定した溶融亜鉛めっき製品については、下表のとおり、JIS H 8641:2021 の該当するめっきの種類、記号及びめっき皮膜の管理手法に読み替えるものとする。

JIS H 8641:2021 (改正後)		JIS H 8641:2007 (改正前)		
種類の記号	膜厚 μm	種類	記号	付着量 g/m^2
HDZT35	35 以上	1 種 A	HDZA	—
HDZT42	42 以上	1 種 B	HDZB	—
HDZT49	49 以上	2 種 35	HDZ35	350 以上
HDZT56	56 以上	2 種 40	HDZ40	400 以上
HDZT63	63 以上	2 種 45	HDZ45	450 以上
HDZT70	70 以上	2 種 50	HDZ50	500 以上
HDZT77	77 以上	2 種 55	HDZ55	550 以上

1-38 コリンズへの工事概要及び位置情報の入力

施設仕様書第 1 章第 49 節「コリンズへの登録」について、位置情報及び工事概要の項目には、本特記仕様書 1-2-3 施工箇所及び 1-2-4 工事内容の記載内容を入力することとする。

1-39 カーボンニュートラル推進工事

本工事は、カーボンニュートラルを推進するため、工事受注者が工事の施工にあたりカーボンニュートラルに向けた取り組みを行うことで、インセンティブとして、入札時における技術評価での加点評価や、しゅん功時の請負工事成績評定（以下、「成績評定」という。）での加点評価を受けることができる工事である。

1-39-1 技術評価項目「カーボンニュートラルへの取り組み」の取扱い

- (1)受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容は、履行義務が生じるものとする。
- (2)受注者は、上記取り組み内容の詳細をカーボンニュートラル施工計画書（様式－3）に記載し、監督員に提出しなければならない。
- (3)監督員は、受注者から提出されるカーボンニュートラル施工計画書に受注者が競争参加資格申請時に取り組むとしたカーボンニュートラルへの取り組み内容の詳細が記載されてい

ることを確認するものとする。なお、記載されていない場合は再提出を求めるものとする。

1-39-2 契約締結後の取り組みの提案

受注者は更なる取り組みを提案する場合、カーボンニュートラル施工計画書（様式ー 4）に「提案内容」及び「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量」を記載し、監督員に提出するものとする。

1-39-3 評価対象となる取り組み

本工事において、カーボンニュートラルへの取り組みとして、成績評定において加点評価対象となる取り組みは、以下の（１）～（５）のすべてを満たす取り組みで監督員が認めたものとする。

- (1)本工事で行い、実施が確認できる取り組み
- (2)発注者が費用を計上していない取り組み
- (3)次のいずれかを行う取り組み
 - ・ CO2 排出量の削減に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の吸収に寄与する取り組み
 - ・ CO2 の発生を低減して製造された資材等を活用した取り組み
- (4)成績評定で重複して加点評価しない取り組み
- (5)本工事の安全や目的物の品質に悪影響を与えない取り組み

なお、取り組み内容について、規模・数量・期間は問わないものとする。

1-39-4 加点評価対象の通知

監督員は、本特記仕様書 1-39-1 及び 1-39-2 に基づき提出されたカーボンニュートラル施工計画書の内容を確認し、しゅん功時の成績評定において本特記仕様書 1-39-3 に示す加点評価対象となる提案であるのか否かを工事打合簿により受注者へ通知するものとする。

なお、監督員が本特記仕様書 1-39-3 に基づく受注者の提案を評価対象と認めない場合、受注者はカーボンニュートラル施工計画書の再提出又は取り下げができるものとする。

1-39-5 履行確認

- (1) 受注者は、カーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みの履行完了報告を施設仕様書様式第 21, 22 号の「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により監督員に提出するものとする。
- (2) 監督員は、受注者から提出された「創意工夫・社会性等に関する実施状況」及び「創意工夫・社会性等に関する実施状況（説明資料）」により確認するものとする。

1-39-6 費用

受注者が提出したカーボンニュートラル施工計画書に示す取り組みに要する費用は、受注者の負担とする。

1-40 熱中症予防に係る対策費用

1-40-1定義

熱中症予防に係る対策費用とは、建設現場の作業環境改善を図るべく、対象期間において実施した現場の施設や設備に対する熱中症対策に要する費用をいう。

1-40-2対象品目

熱中症対策の対象品目は、表－１に示す機械・施設類で、リース品を原則とするが、やむを得ない場合は購入品とする。

なお、表－１に記載されたもの以外については、受注者及び監督員間で協議するものとする。

表－１ 対象品目一覧表

項目	品目名称	備考
機械・施設類 (原則、リース品)	遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、給水器、冷蔵庫、日除けテント、ミストファン、スポットクーラー、現場休憩所のエアコン、休息車の配置	各品目における光熱水費や燃料費は除く

1-40-3対象期間

熱中症対策の対象期間は、原則、毎年５月１日～９月３０日とする。

なお、気象条件等により、上記期間外を対象とする場合は、前後１カ月の範囲内で受注者及び監督員間で協議するものとする。

1-40-4熱中症対策実施報告書の提出

受注者は、熱中症予防に係る対策費用を請求する場合は、熱中症対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

熱中症対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

なお、技術提案項目にて実施予定とした熱中症対策については、費用計上の対象外とするため、報告書内に明記することとする。

- ① 熱中症対策毎の実施数量及び実施期間
- ② 実施状況が確認できる資料
- ③ 支払実績が確認できる資料

1-41 クマ対策に係る費用

1-41-1 定義

クマ対策に係る費用とは、現場作業においてクマに襲われる事故を防止するために要した費用をいう。

1-41-2 対象品目

クマ対策の対象品目は、下表に示すものとし、記載されたもの以外については、事前に受注者と監督員の間で協議するものとする。

品 目
熊撃退スプレー、注意喚起看板、熊鈴、ラジオ、ホイッスル、ホーン、鐘、鳥獣害防除機器、大音量スピーカー、低周波音スピーカー、サイレン、火薬銃、ロケット花火、獣よけ線香、獣よけシート、忌避剤、赤外線カメラ、電気柵、監視カメラ、箱罌

ただし、上記の継続使用にあたり必要となる電源に要する消耗品（電気料金、乾電池、発動発電機の燃料等）は対象外とする。

1-41-3 クマ対策実施報告書の提出

受注者は、クマ対策に係る費用を請求する場合は、クマ対策実施報告書を作成し、監督員へ提出するものとする。

クマ対策実施報告書に記載する内容は、以下の事項とする。

- (1)クマ対策毎の実施数量及び実施期間
- (2)実施状況が確認できる資料
- (3)支払実績が確認できる資料

※熊撃退スプレー等の消耗品は、上記①～③の確認をもって使用前の購入品を費用計上できるものとする。

1-42 猛暑期間を考慮した工期及び施工時間帯の設定（変更）について

本工事は、猛暑対策を目的に、受注者が実際に作業中止した日数について、契約書第 22 条（受注者の請求による工期の延長）に基づき工期の変更を行うことができるものとする。

猛暑（熱中症）対策を目的とした作業中止に関する事項を含めた施工計画書を監督員に提出のうえ、工期の変更が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、中止した作業が当該工事の工期に影響を及ぼす作業である場合のみ協議できるものとし、請負代金は変更しないものとする。

また、猛暑時間における現場施工の回避を目的として、早朝・夜間施工に関わる交通管理者や地元への施工時間帯に関する協議が必要な場合は監督員に協議すること。ただし、猛暑時間における現場施工を回避した場合においても、請負代金額は変更しないものとする。

1-43 社会情勢の変化に伴う費用の協議

1-43-1 ナフサを由来とする建設資材における対応

受注者は、供給制約や流通経路の混乱等により入手が困難となっているナフサ由来の建設資材（以下「調達検討資材」という。）について、代替資材を調達する場合、流通経路を見直して調達する場合、又は流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合において、請負代金額の変更が必要となるときは、監督員に協議できるものとし、下表に示す資料を提出するものとする。

番号	協議資料
①	調達検討資材がナフサ由来であることが確認できる資料
②	使用予定であった調達検討資材が調達できなくなった時期及び理由が証明できる資料
③	既に調達している調達検討資材の価格及び調達数量の取引実績が確認できる資料
④	調達する予定の調達検討資材の価格及び調達数量が確認できる資料

上記資料により監督員が請負代金額の変更を必要と認めた場合、受注者は、調達に要した証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとする。調達検討資材の価格変動に要する費用については、監督員と受注者との協議により定めるものとする。

なお、調達検討資材として取り扱った建設資材は、工事請負契約書第 22 条の適用対象外とする。

1-43-2 原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇における対応

受注者は、1-43-1「ナフサを由来とする建設資材における対応」において調達検討資材として取り扱ったものを除き、原油価格をはじめとするエネルギーコストや原材料費の上昇により請負代金額の変更が必要と判断した場合は、契約書第 22 条に基づき発注者に協議するものとする。

1-44 社会情勢の変化に伴う工期の協議

受注者は、社会情勢の変化に伴う建設資材調達環境の変動等、受注者の責めに帰すことができない事由により工期の延長が必要と判断した場合は、契約書第 22 条に基づき発注者へ工期の延長を請求することができる。この場合において、受注者は、当該事由が受注者の責によらず、かつ工程に実質的な影響を及ぼすことが客観的に確認できる資料を監督員に提出するものとする。

第2章 設備構成

2-1 設備概要

本工事は道路照明設備の更新及び撤去を行うものであり、これらに伴う据付撤去、配管配線、試験調整等の一切の工事を行うものである。

工事対象は以下のとおりとする。

なお、詳細については設計図によるものとする。

【仙台管理事務所】

道路名	場所	対象設備	備考
東北自動車道	白石 I C ～村田 I C	道路照明設備	更新
	村田 I C ～村田 J C T	道路照明設備	更新
	村田 J C T	道路照明設備	更新
	村田 J C T ～仙台南 I C	道路照明設備	更新
	仙台宮城 I C ～泉 P A	道路照明設備	更新
	大衡 I C	道路照明設備	更新
	長者原 S A ～築館 I C	道路照明設備	更新
山形自動車道	村田 J C T	道路照明設備	更新
	宮城川崎 I C	道路照明設備	更新

【仙台東管理事務所】

道路名	場所	対象設備	備考
常磐自動車道	山元 I C	道路照明設備	更新
仙台東部道路	仙台若林 J C T	道路照明設備	更新
	仙台港 I C	道路照明設備	更新
三陸自動車道	利府中 I C	道路照明設備	更新
	利府 J C T	道路照明設備	更新
仙台北部道路	利府 J C T	道路照明設備	更新
	富谷 J C T	道路照明設備	更新
仙台南部道路	仙台若林 J C T	道路照明設備	更新
	長町 I C	道路照明設備	更新
	長町 I C ～山田 I C	道路照明設備	撤去
	山田 I C ～仙台南 I C	道路照明設備	更新
東北自動車道	富谷 J C T	道路照明設備	更新

第3章 機器仕様

3-1 一般事項

本設備の機器仕様は、「設計図」「機電通標準図集」「照明設備標準仕様書（施仕第 24106 号）」、「LED 道路照明灯具標準仕様書（施仕第 24150 号）」による他、下記によるものとする。

3-1-1 電気方式

設計図及びポールリストによるものとする。

3-1-2 種別

道路照明灯具は投光器を含め、すべて LED 灯具へ更新するものとする。なお、道路照明灯具の定格入力電圧は 200V から 240V に対応できるものとする。

また受注者は、灯具種別選定に伴い工事材料確認願いと共に照度分布図を作成し主任補助監督員の確認を得るものとする。

3-1-3 照明用ポール・道路照明灯具

照明用ポール及び道路照明灯具等は「照明設備標準仕様書（施仕第 24106 号）」、「LED 道路照明灯具標準仕様書（施仕第 24150 号）」による他、下記のとおりとする。

(1) 道路照明灯具

更新する照明用ポールについては、地際部～点検口間に防食塗装(特殊変性エポキシ樹脂)を施すものとし、塗装膜厚は 150μm 以上とする。

(2) 投光器器具

「照明設備標準仕様書（施仕第 24106 号）1-3-3 広場照明用 LED 投光器」とする。

(3) 制御装置

ポール開口内等に収容する制御装置の調光の有無は設計図によるものとする。

(4) 器具取付

各器具取付においては既設ポールとの取りあいも含め確認を行うものとし、必要な場合は取付用変換ソケット、取付位置の調整を行うものとする。

なお、変換金具（灯具取付用のアタッチメント）が必要な場合は、監督員と別途協議するものとする。

3-2 電力ケーブル

「照明設備標準仕様書（施仕 24106 号）第 5 章 照明用電力ケーブル」によるものとし、調光線は既設芯数と同等とする。

第4章 工事細部に関する事項

4-1 一般事項

- (1) 施工に先立ち、施工計画書、耐震計算書、施工図等を作成の上、監督員と十分打ち合わせ、確認を得た後に施工しなければならない。
- (2) 作業の安全を確保するため保安施設の強化、装具の充実を施すと共に、作業員に対し十分な安全教育を行うものとする。
- (3) 工事を行う場合、関連工事との施工区分、施工時期等を十分調整するものとする。

4-2 二重の落下防止対策について

道路上空に取付ける機器及び付属物については、二重の落下防止対策を施すものとする。なお、既設道路照明に二重の落下防止対策が施されている場所については、再使用するものとする。これに要する費用は、当初請負金額に含むものとし、二重の落下防止対策に係る費用は、灯具取付工に含むものとする。

現地調査の結果、再使用不可と判断される箇所においては、新たに二重の落下防止対策を施すものとする。この対策方法・使用材料等は、施工管理要領第2章 共通工事 2-16「二重の安全対策工事」及び契約後に提示する「高速道路付属物の二重の安全対策設計・施工暫定要領」により設計計算を行い監督員の承諾を得た上で施工するものとし、これに要する費用は監督員と協議の上決定するものとする。

4-3 試掘工

試掘工とは、道路照明設置工及び撤去工の施工に伴い、別途貸与する「光通信ケーブル等損傷事故防止マニュアル」及び「光近接施工計画書」並びに「仙台管内管理用図面、仙台東管内管理用図面等（1/4・2/4 近接協議結果）」に基づき、近接施工前に事前に既設埋設管路の位置確認を行うことをいう。

なお、この場合における費用については、監督員と受注者の協議によるものとする。

4-4 供用中路線における安全対策について

工事の施工にあたり、供用中路線での工事となるため、第三者被害を未然に防止するように努めるとともに、施工方法については監督員と十分協議するものとする。

4-5 配線について

照明ポール内新設ケーブルは、付属ケーブル（各種接続工を含む）とし、灯具取付工に含めるものとする。また、照明ポール内撤去ケーブルは、灯具撤去工に含めるものとする。

また、仙台南部道路 長町IC～山田IC間の配線のうち直埋ケーブルについては残置とし、HH内部において残置ケーブルであることがわかるようケーブル銘板等を取り付けるものとする。ケーブル銘板の費用については配線撤去工に含めるものとする。

4-6 基礎更新箇所における既設ケーブルの養生等について

道路照明基礎の更新時において、既設電力ケーブルを再使用する場合は、既設ケーブルの損傷等

に十分注意し、必要となる養生等を行うものとする

4-7 入口 ETCレーンの閉鎖を伴うゲート規制について

入口 ETCレーンの閉鎖を伴うゲート規制を実施する場合は、交通監視員とは別に案内員を手配するものとし、流入するお客さまに対して通行券の配布等を行うものとする。案内員は交通警備員 B と同等とし、その費用はゲート規制工に含めるものとする。

4-8 常磐自動車道 山元 IC 薬剤倉庫壁面照明の更新対象について

常磐自動車道 山元 IC 薬剤倉庫壁面照明の取付金物は再使用するものとする。取付金物の詳細は、設計図によるものとする。なお、薬剤倉庫壁面照明の更新に要する費用は灯具取付工に含めるものとする。

4-9 基礎アンカーボルトの切断について

仙台南部道路 長町 IC～仙台南 IC 間の照明ポールを撤去する場所については、基礎部アンカーボルトの切断を行うものとする。アンカーボルトの切断に要する費用は関連する項目に含めるものとする。

4-10 S2 受電所照明盤の撤去について

仙台南部道路 長町 IC～山田 IC 間の道路照明設備の撤去に伴い、既設 S2 受電所照明盤の撤去、開閉器箱の新設及び施工に伴う停電対策等を行うものとする。停電対策の詳細は設計図によるものとする。なお、S2 受電所照明盤の施工は日中の走行車線規制にて行うものとする。

4-11 道路照明配線の撤去に伴う一般道規制について

仙台南部道路 長町 IC～山田 IC 間の道路照明設備の撤去に伴い、カルバート横断配線の撤去を行う際はカルバートの通行止めを行うものとし、その対象については設計図によるものとする。

なお、カルバートの通行止めに要する費用のうち交通保安要員は関連する項目に含めるものとし、その他費用は諸経費に含めるものとする。

4-12 多目的防護柵の撤去・再設置について

仙台南部道路 山田 IC～仙台南 IC 間の道路照明設備の撤去に先立ち、多目的防護柵（コンクリート充填）の撤去及び再設置を行うものとし、撤去及び再設置枚数は 3 枚とする。

なお、多目的防護柵の撤去・再設置に要する費用は多目的防護柵の撤去・再設置工に含めるものとする。

4-13 金網の脱着について

仙台南部道路 山田 IC～仙台南 IC 間の道路照明設備の更新に伴い、高欄上に設置されている金網の脱着を行うものとする。対象場所は設計図に記載の照明 1-15 及び 2-15 の 2 灯とする。なお、金網の脱着に要する費用は設置工 金網及び撤去工 金網に含めるものとする。

4-14 化粧板の撤去について

仙台南部道路 山田 I C～仙台南 I C間の道路照明設備の撤去に伴い、橋梁に設置されている化粧板の撤去を行うものとする。対象場所は設計図のとおりとする。なお、化粧板の撤去に要する費用は化粧板撤去工に含めるものとする。

4-15 橋梁部道路照明の更新及び撤去について

仙台南部道路 山田 I C～仙台南 I C間の道路照明設備の更新及び撤去に伴い、高架下の一般道規制を行うものとし、その対象については設計図によるものとする。なお、必要に応じてあらかじめ自治会等に概要説明を行う場合がある。一般道規制に要する費用並びに自治会等への概要説明に要する費用は諸経費に含めるものとする。また、施工に伴い橋梁点検車を使用する場合は、機械損料、運転手等一切の費用を灯具撤去工に含めるものとする。

第5章 試験調整及び検査

5-1 一般事項

試験調整及び検査は次のとおりとするが、その時期及び場所、内容について試験方案書を作成し監督員の確認を得て実施するものとする。

5-2 自主検査

本工事に使用する機器は、現地搬入前に製作会社所定の自主検査を行い、その成績書を監督員に提出するものとする。

5-3 現地試験調整

機器据付・結線・配管配線完了後、試験調整を行い、その試験成績書を監督員に提出しなければならない。

(1) 試験調整

1) 道路照明設備

施設工事施工管理要領第6章 道路照明設備工事 6-5「品質管理基準及び規格値」によるものとする。なお、照度測定については20時～翌6時の時間内にて実施するものとする。

2) その他

監督員が指示する項目

5-4 その他

(a)各種試験を行うにあたり、類似する試験項目等については監督員の承諾を得て試験項目を省略することができるものとする。

(b)検査及び試験調整に要する費用は工事費に含むものとする。測定機器類は、受注者が用意するものとし、これに関する費用は別途支払いを行わないものとする。

令和 年 月分 工事履行報告								
東日本高速道路株式会社 東北支社								
〇〇事務所								
工 事 名)								
受 注 者 名)								
現場代理人) 印								
請 負 金 額) 円								
(内消費税及び地方消費税相当額)								
工 期) 自) 令和 年 月 日								
至) 令和 年 月 日 (日間)								
項目	設計数量	単位	契約金額 (千円)	換算率 (%)	累出来高率 (%)	前月までの 出来高率 (%)	今月 出来高率 (%)	摘要
準備工	1	式	—	—				
跡片付け	1	式	—	—				
全体								

※出来高率は、斜線左側に項目に対する出来高率を記入し、右側に全体に対する出来高率を記入する。
(注) Kcube2 による提出とする。

様式第20号

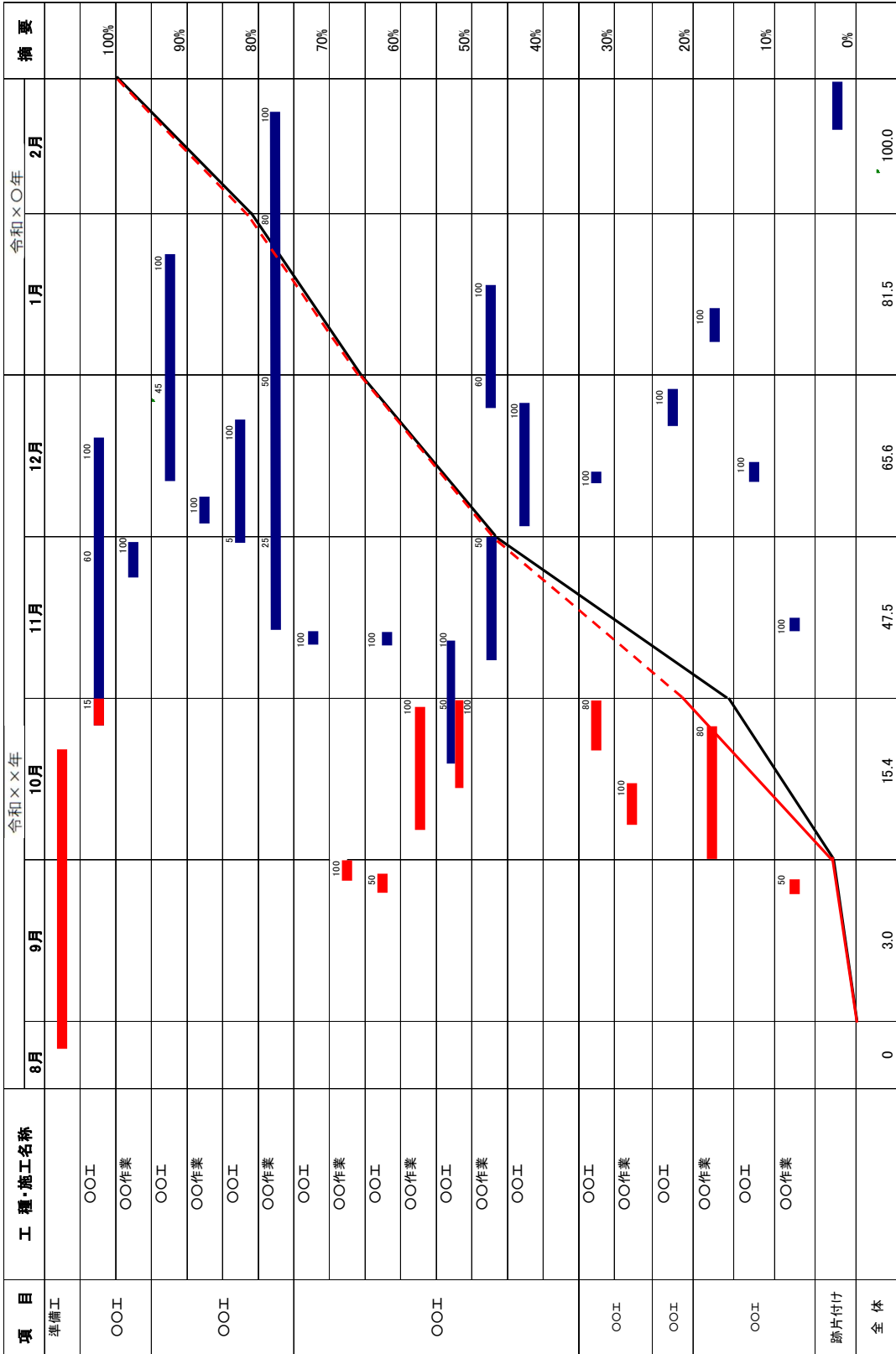
工程表（10月分報告）

住 所 ○○県○○市○○1-1
会社名 ○○建設株式会社
代表者 高遠 太郎

工事名 ○○自動車道 ○○工事
工事箇所（自）○○県○○市○○
（至）○○県○○郡○○町○○

凡例
計画累計出来高
累計実施出来高
累計実施予定出来高

令和 年 月 日



カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
競争参加資格申請時に実施するとして取り組み	例) バイオ燃料対応機械の活用
1. 提案内容 例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する	
2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t) 例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照) バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。 削減される CO2 排出量(t)＝■■■L/h×▲▲h×単位発熱量(GJ/kL)×CO2 排出係数(t/GJ) ＝★★★t	

※提案項目毎に概算 CO2 排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2 による提出とする。

カーボンニュートラル施工計画書

工 事 名	
受 注 者 名	
提 案 項 目	例) バイオ燃料対応機械の活用

1. 提案内容

例) ●●の施工に使用する○○（機械名等）にバイオ燃料対応機械を活用する

2. 取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)

例) バイオ燃料対応機械は通常建設機械に比して燃費■■L/h の削減が見込まれる。(根拠はパンフレットを参照)

バイオ燃料対応機械の当該現場での総稼働時間数は▲▲h である。

削減される CO2 排出量(t) = ■■L/h × ▲▲h × 単位発熱量(GJ/kL) × CO2 排出係数(t/GJ)

= ★★t

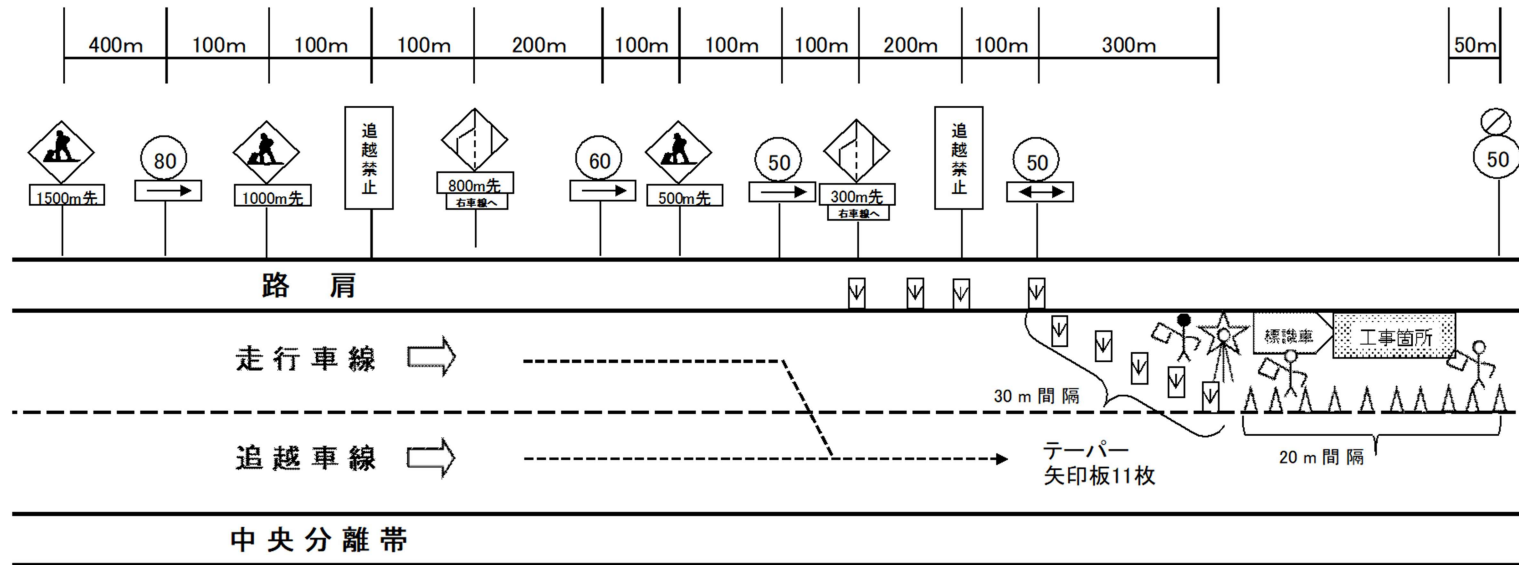
※提案項目毎に概算 CO2 排出量の根拠（パンフレット等）を添付又は記載した本施工計画書を作成し、監督員宛に提出すること。

※「取り組みにより削減される概算 CO2 排出量(t)」は、契約上、受注者を拘束するものではない。

(注) Kcube2 による提出とする。

対象場所：長者原スマート IC～築館 IC

走行車線規制 A (100km/h 区間)



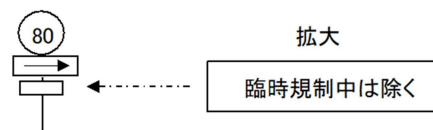
〔凡例〕

- ロボット監視員
- 交通監視員
- △ ラバコン
- ➡ 矢印板

〔補足〕

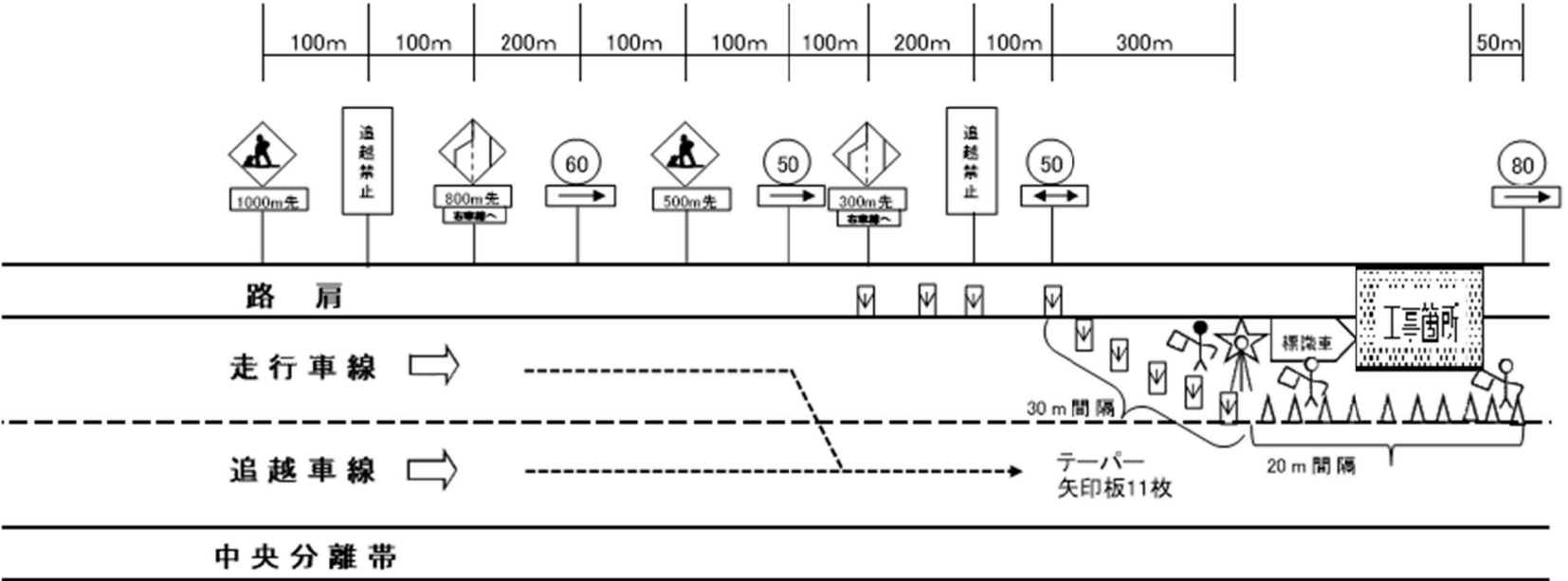
- ・ここから80km/h規制、ここから60km/h規制、50km/h規制終わりの規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例



走行車線規制 B (80km/h 区間)

対象場所：白石 IC～村田 IC 村田 IC～村田 JCT
村田 JCT～仙台南 IC 仙台宮城 IC～泉スマート IC



〔凡例〕

- ロボット監視員
- 交通監視員
- ラバコン
- 矢印板

〔補足〕

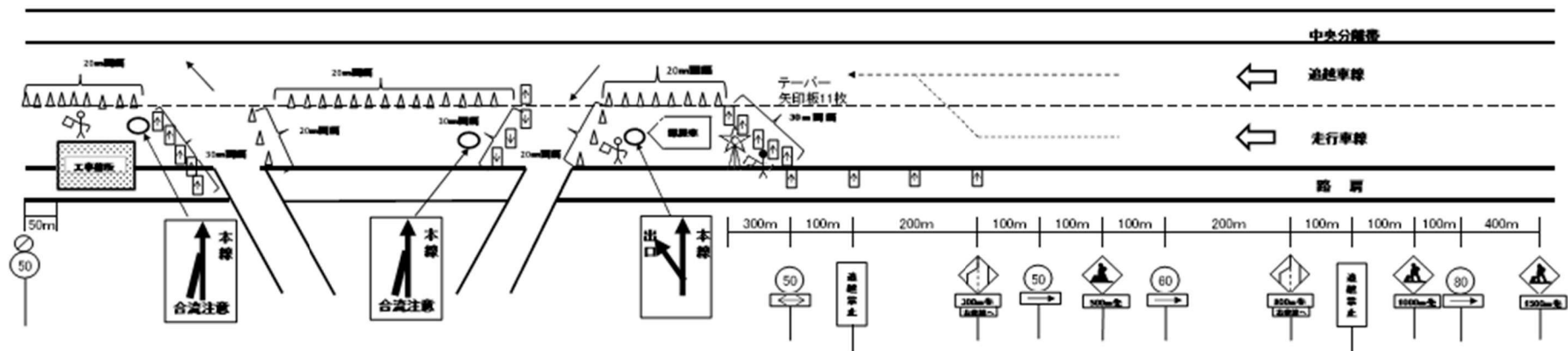
- ・ここから60km/h規制、ここから80km/h規制の規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例



走行車線規制 C （連絡等施設付近）（100km/h 区間）

対象場所：大衡 IC



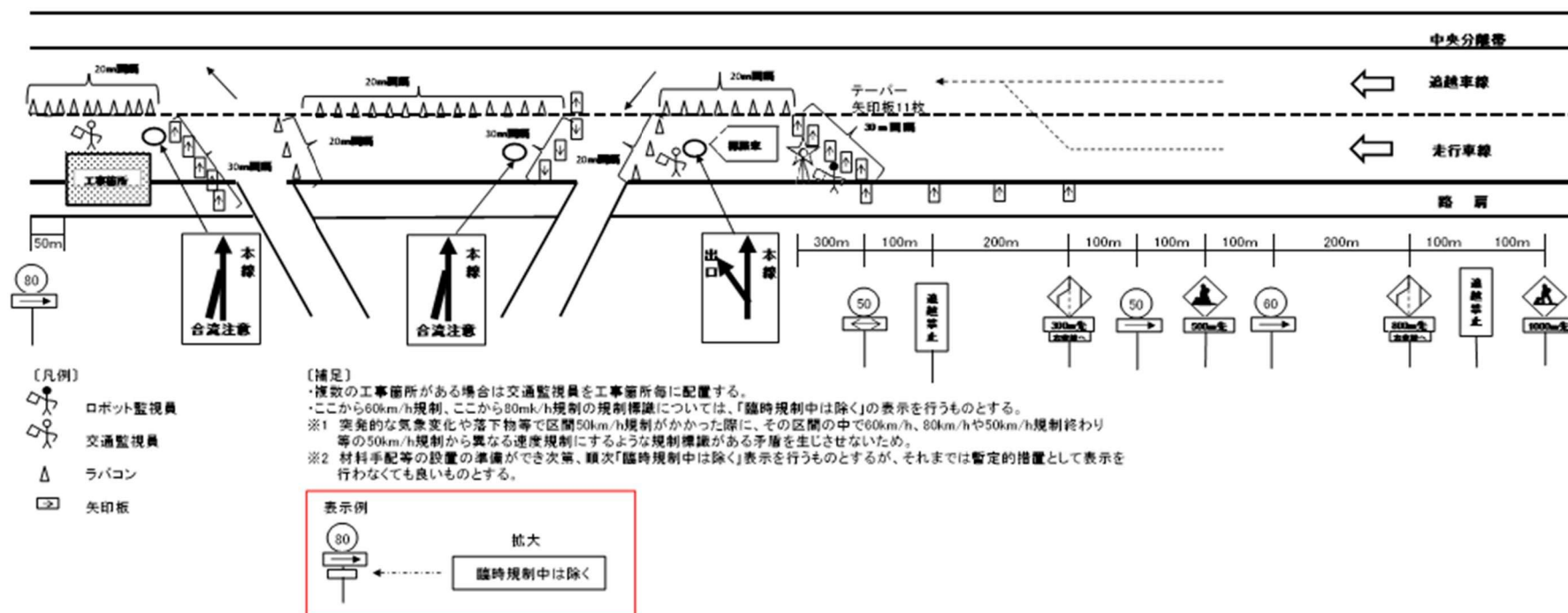
- 〔凡例〕
- ロボット監視員
 - 交通監視員
 - ラバコン
 - 矢印板

- 〔補足〕
- ・複数の工事箇所がある場合は交通監視員を工事箇所毎に配置する。
 - ・ここから80km/h規制、ここから60km/h規制、50km/h規制終わりの規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
 - ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
 - ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

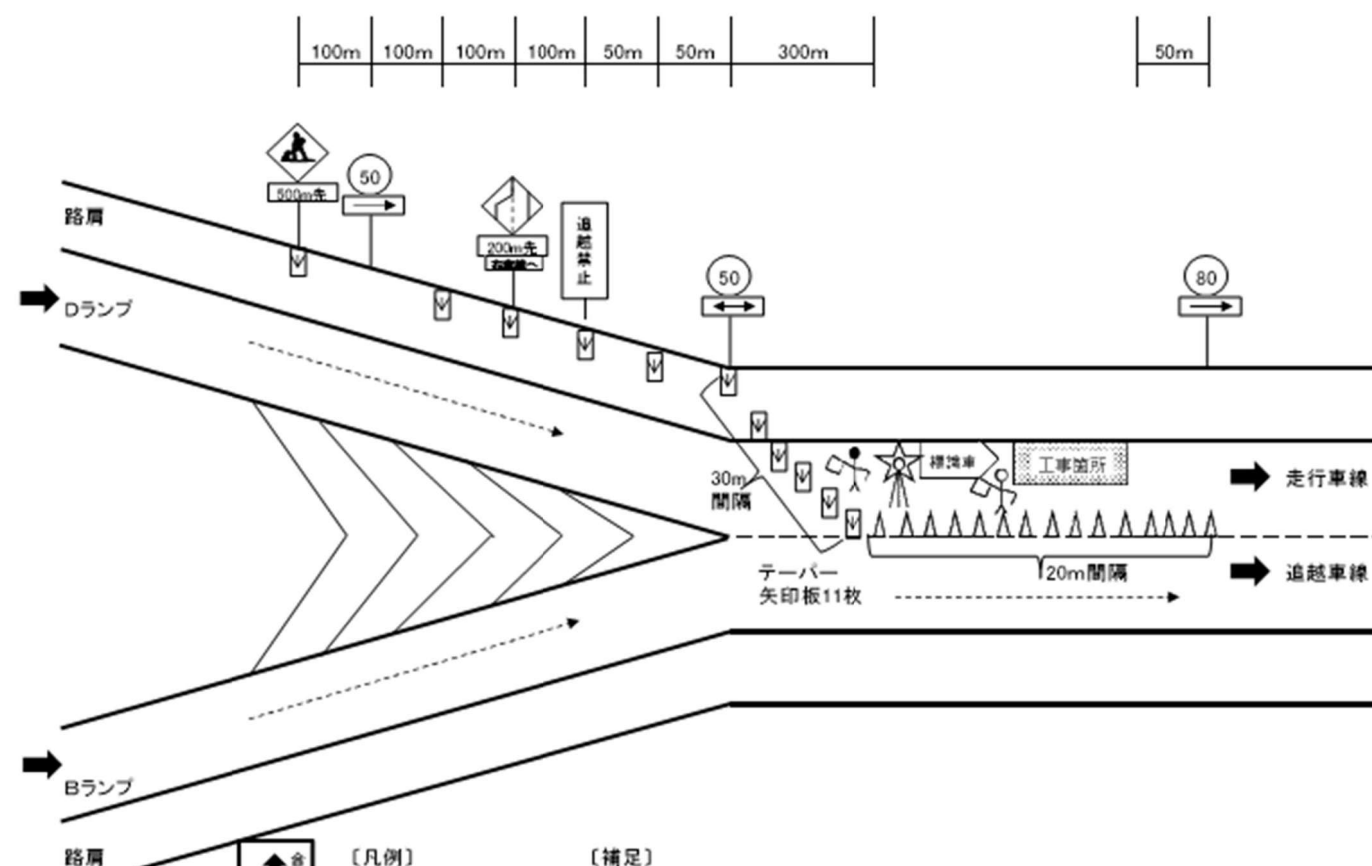


41

宮城川崎 IC



走行車線規制 E (村田 JCT 合流部)



〔凡例〕

- ロボット誘導員
- 交通監視員
- ラバコン
- 矢印板

〔補足〕

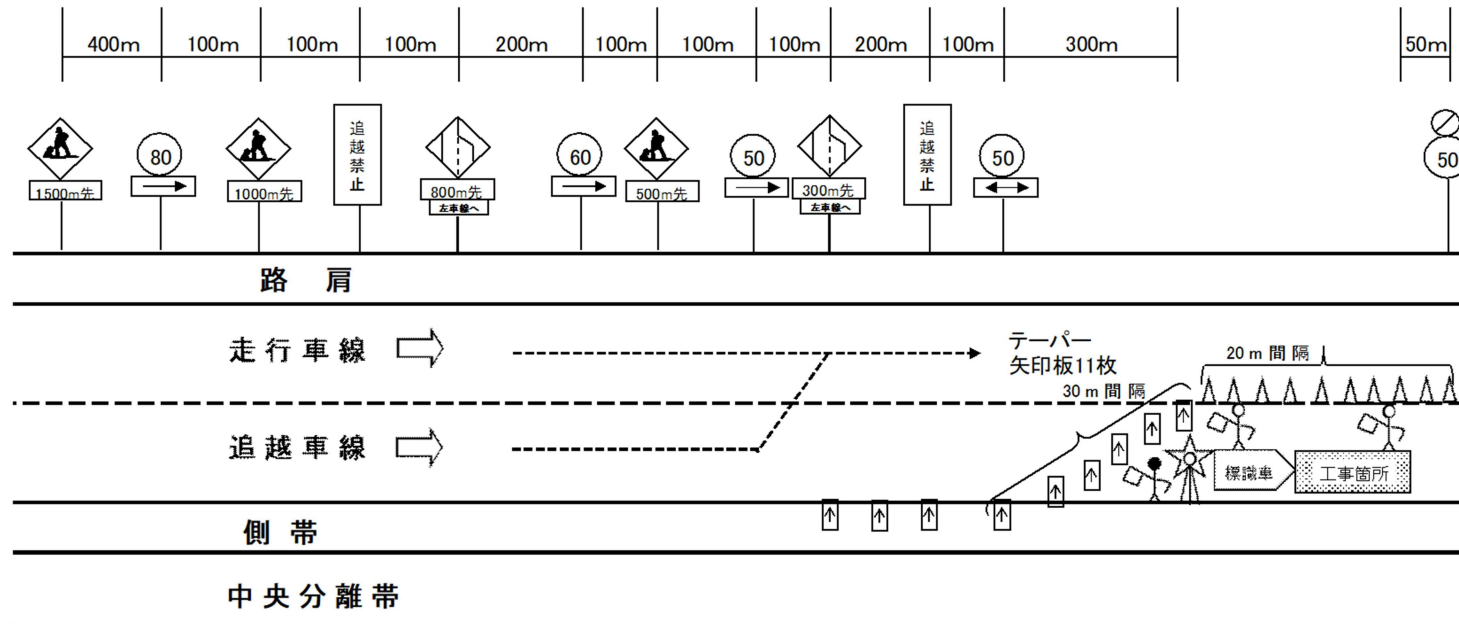
- ・ここから80km/h規制の規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例



追越車線規制 A (100km/h 区間)

対象場所：大衡 IC
長者原スマート IC～築館 IC



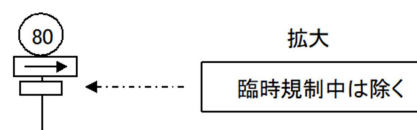
〔凡例〕

- ロボット監視員
- 交通監視員
- ラパコン
- 矢印板

〔補足〕

- ・ここから80km/h規制、ここから60km/h規制、50km/h規制終わりの規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例

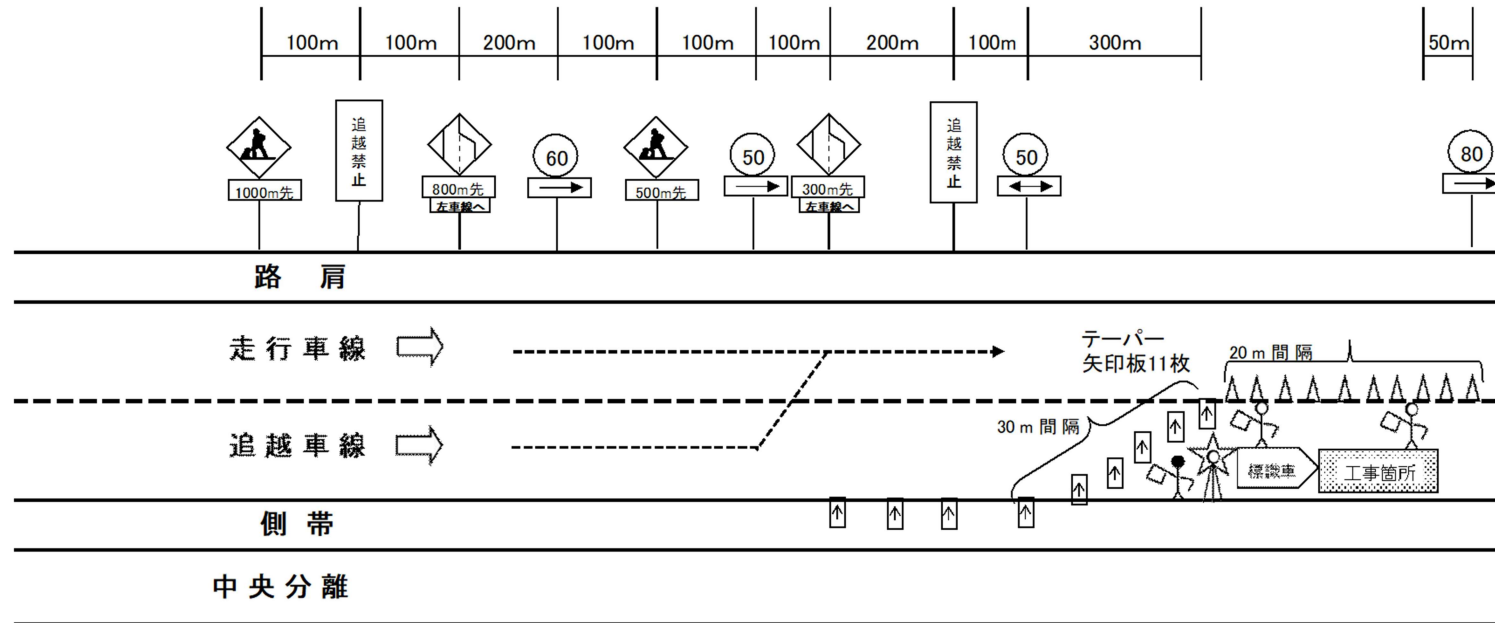


追越車線規制 B (80km/h 区間)

対象場所：白石 IC～村田 IC

村田 IC～村田 JCT 村田 JCT

村田 JCT～仙台南 IC 宮城川崎 IC



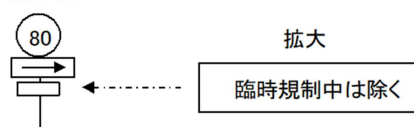
〔凡例〕

- ロボット監視員
- 交通監視員
- ラバコン
- 矢印板

〔補足〕

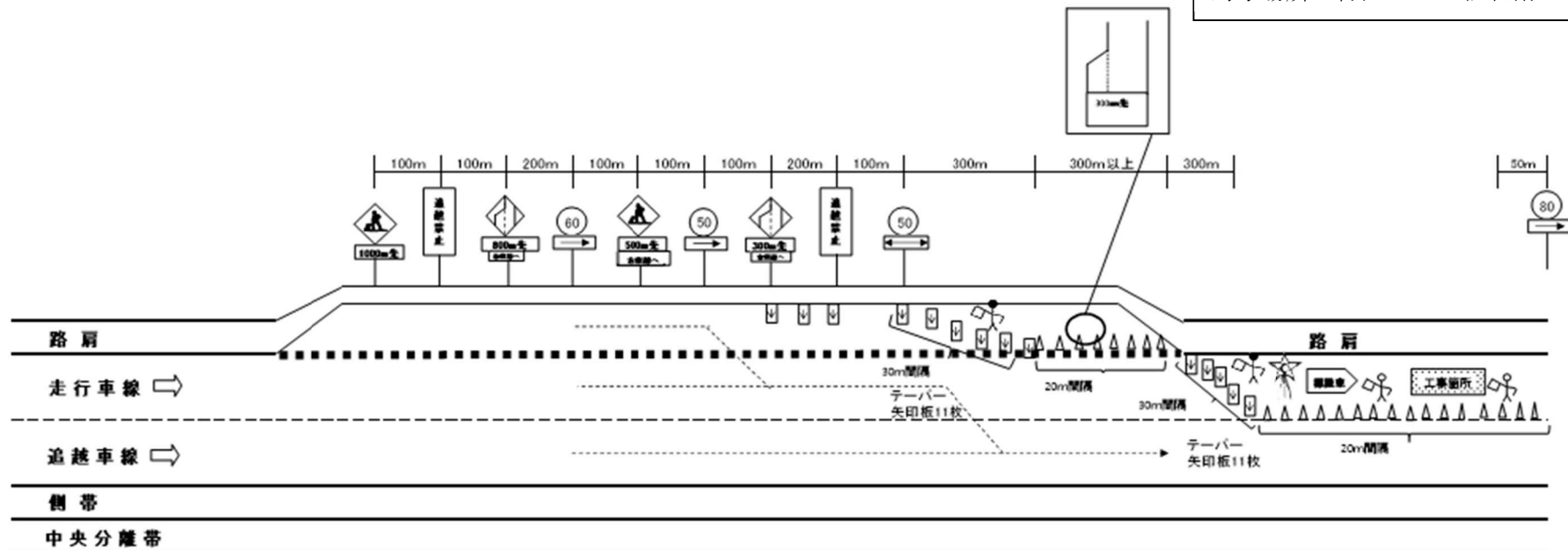
- ・ここから60km/h規制、ここから80km/h規制の規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例



登坂車線規制 (80km/h 区間)

対象場所：村田 JCT～仙台南 IC



〔凡例〕

- ロボット監視員
- 交通監視員
- ラバコン
- 矢印板

〔補足〕

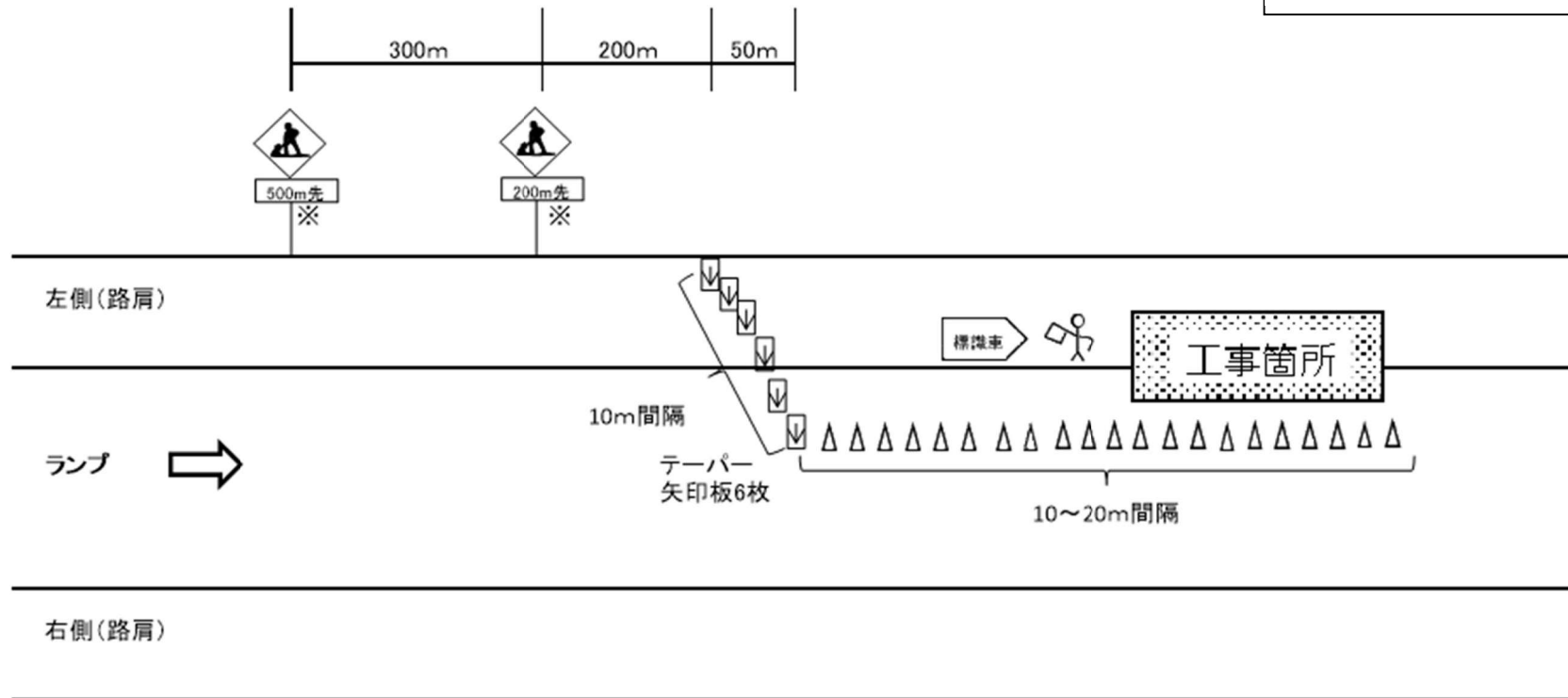
- ・ここから60km/h規制、ここから80km/h規制の規制標識については、「臨時規制中は除く」の表示を行うものとする。
- ※1 突発的な気象変化や落下物等で区間50km/h規制がかかった際に、その区間の中で60km/h、80km/hや50km/h規制終わり等の50km/h規制から異なる速度規制にするような規制標識がある矛盾を生じさせないため。
- ※2 材料手配等の設置の準備ができ次第、順次「臨時規制中は除く」表示を行うものとするが、それまでは暫定的措置として表示を行わなくても良いものとする。

表示例



ランプ規制 A

対象場所：村田 JCT
大衡 IC
宮城川崎 IC



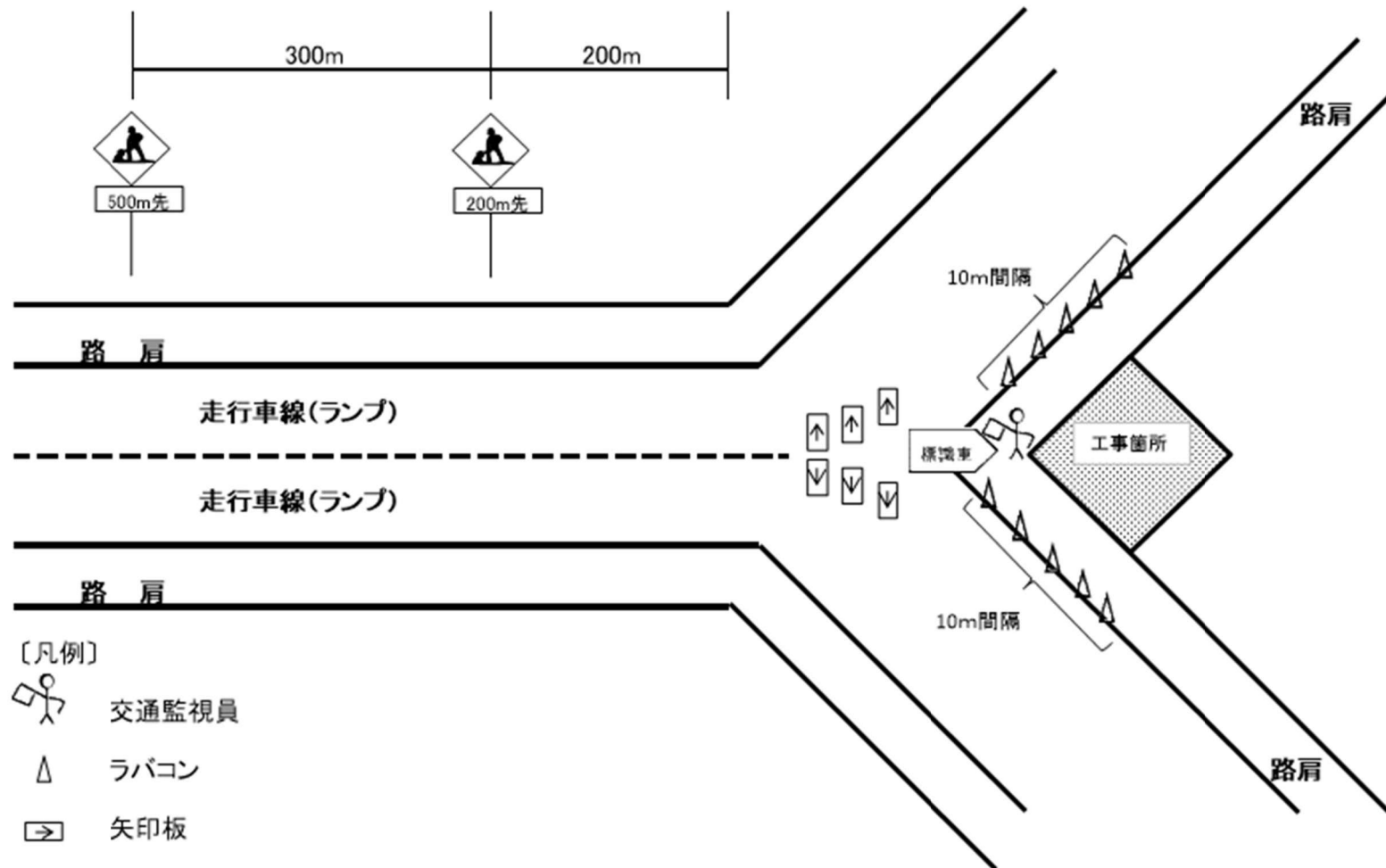
〔凡例〕

-  交通監視員
-  ラバコン
-  矢印板

〔補足〕

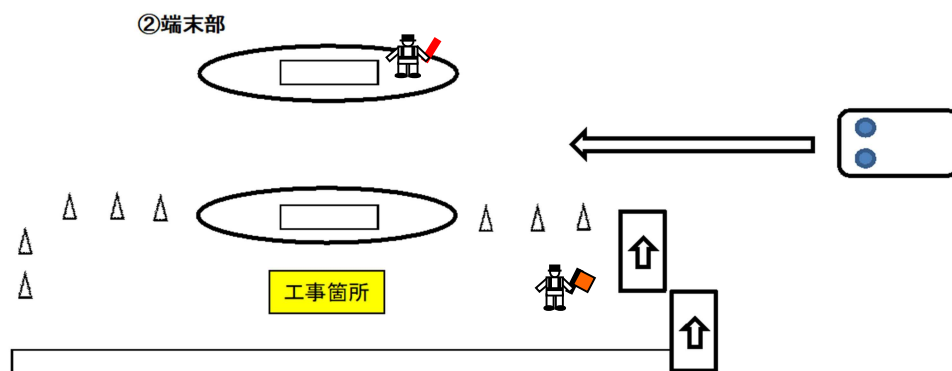
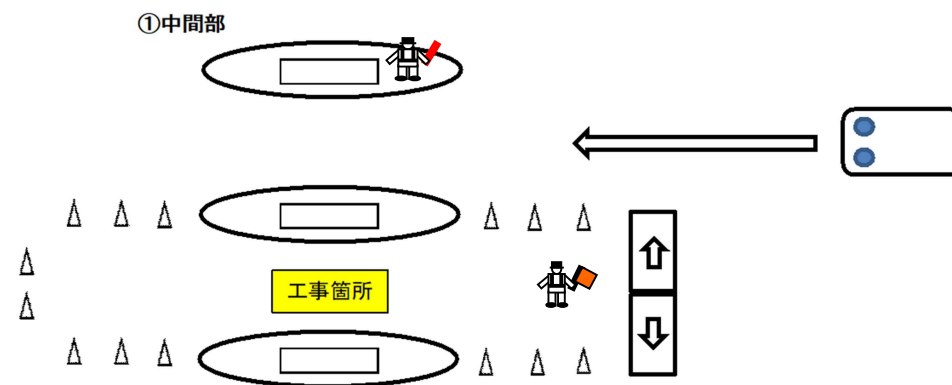
※IC・SA・PAにて規制箇所までの距離が短い場合は「工事予告看板」を省略できるものとする。

ランプ規制 B (村田 JCT 分岐端部)



ゲート規制

対象場所：大衡 IC



〔凡例〕

△ ラバコン

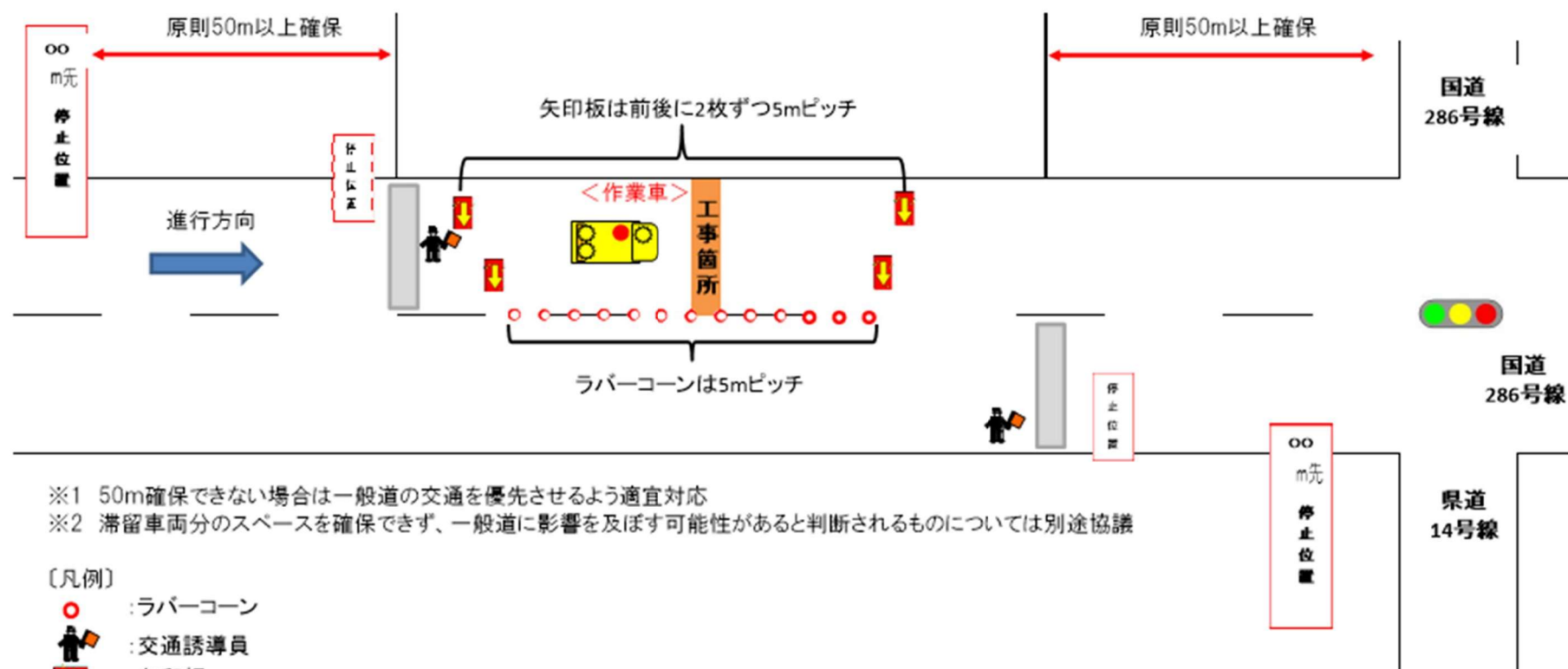
↑ 矢印

一般車

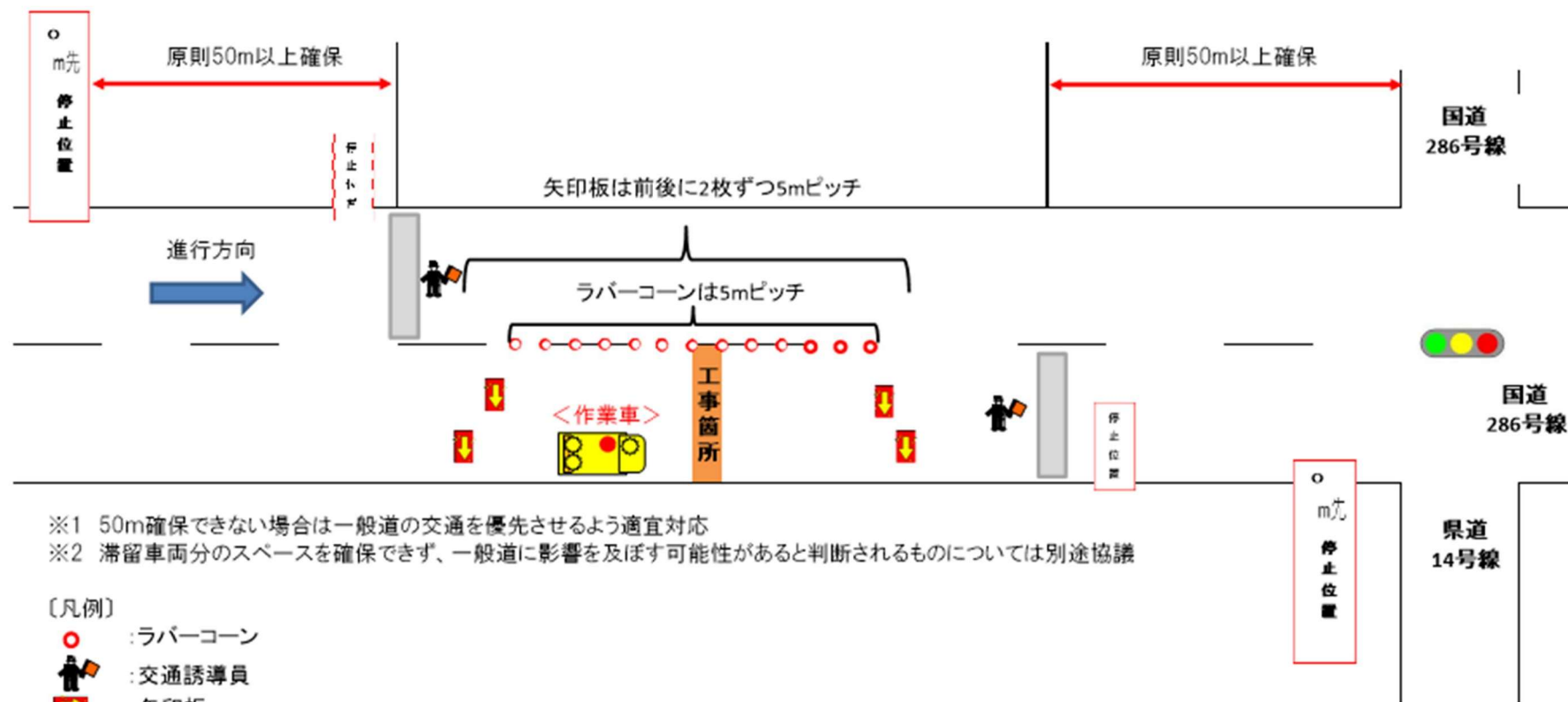
交通監視員

案内員

片側交互通行規制A1（宮城川崎IC Eランプ）

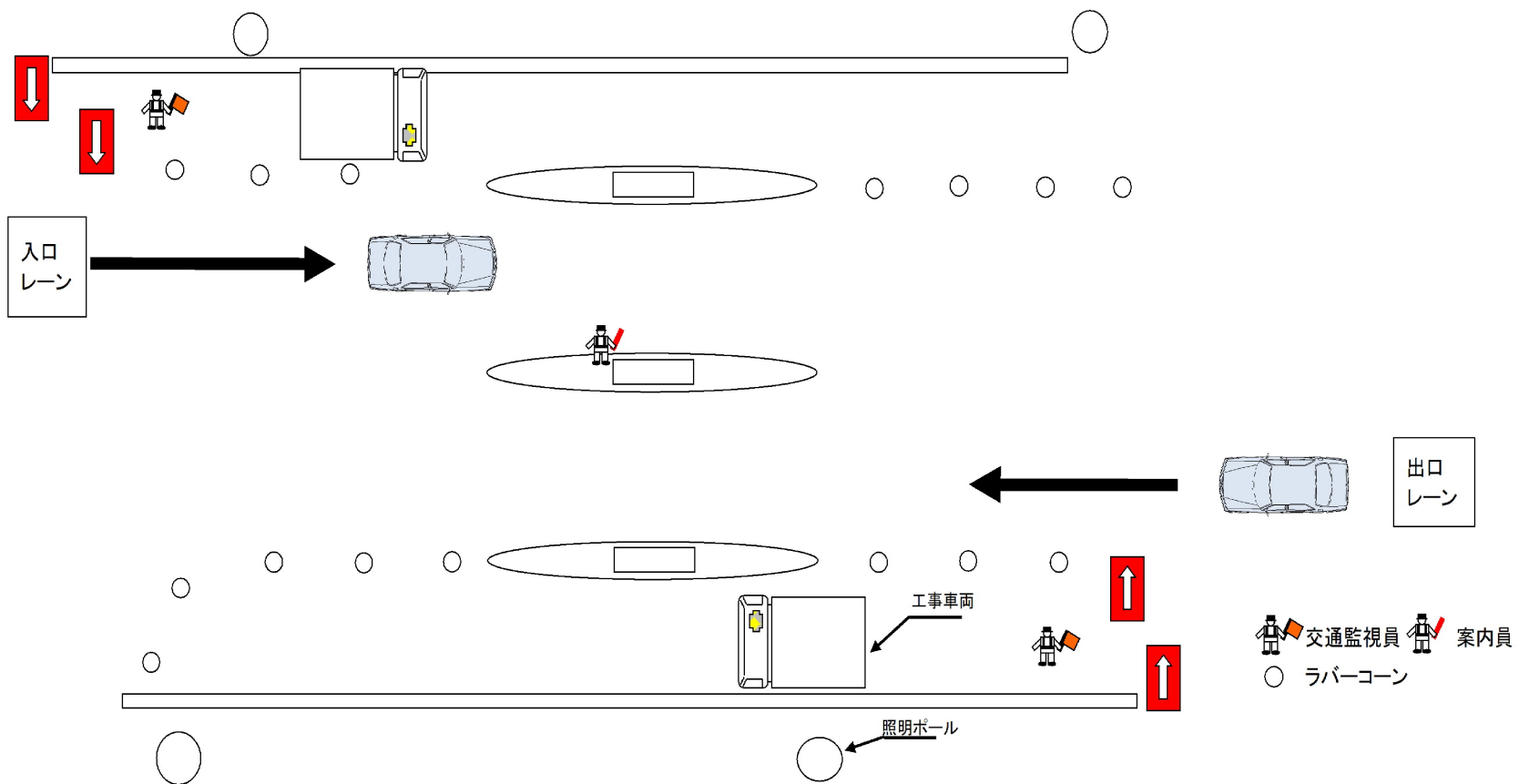


片側交互通行規制A2（宮城川崎ICランプ）



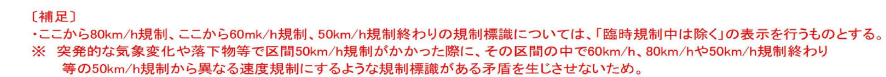
対象場所：山元IC

ゲート規制



52

対象場所: 仙台若林JCT・仙台港IC

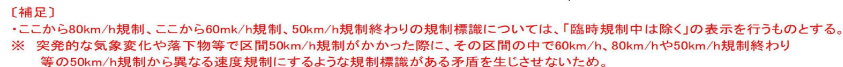


1. 交通保安員は島ごとに配置せず、施工に合わせて移動するものとする。



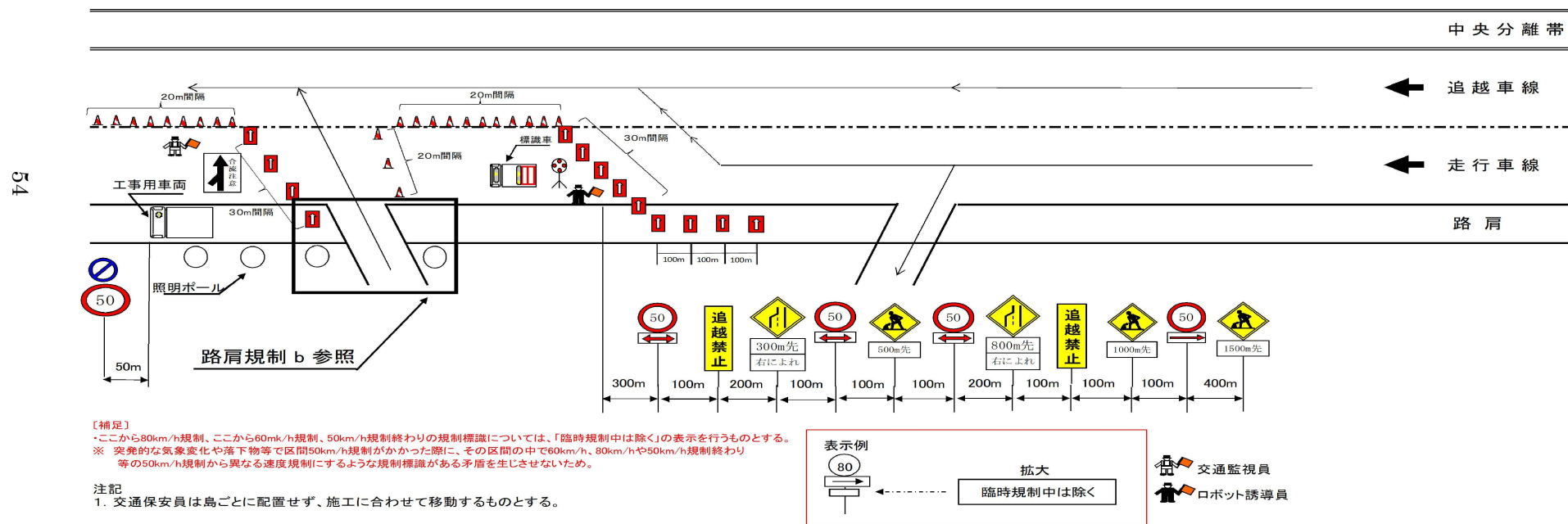
53

対象場所:利府中IC 下り線



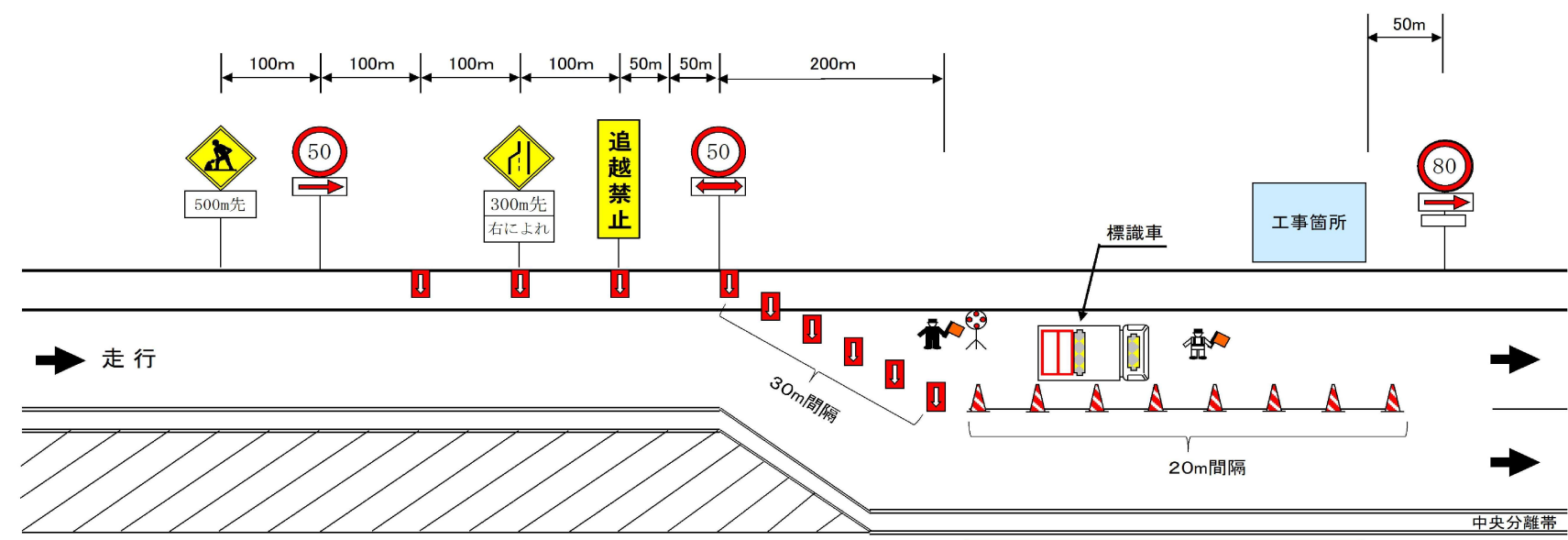
注記
1. 交通保安員は島ごとに配置せず、施工に合わせて移動するものとする。

対象場所: 利府中IC 上り線



走行車線規制c（80km/h区間）

対象場所：長町IC～山田IC 上り線



表示例

80

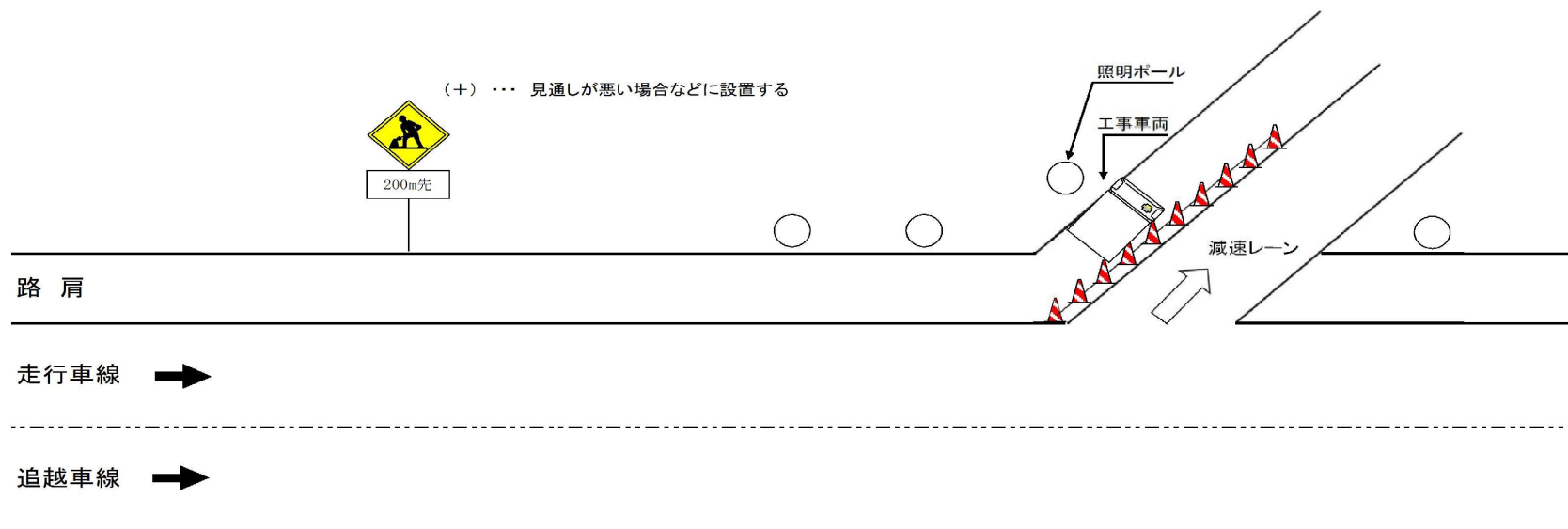
拡大

臨時規制中は除く

- 交通監視員
- ロボット誘導員

路肩規制a

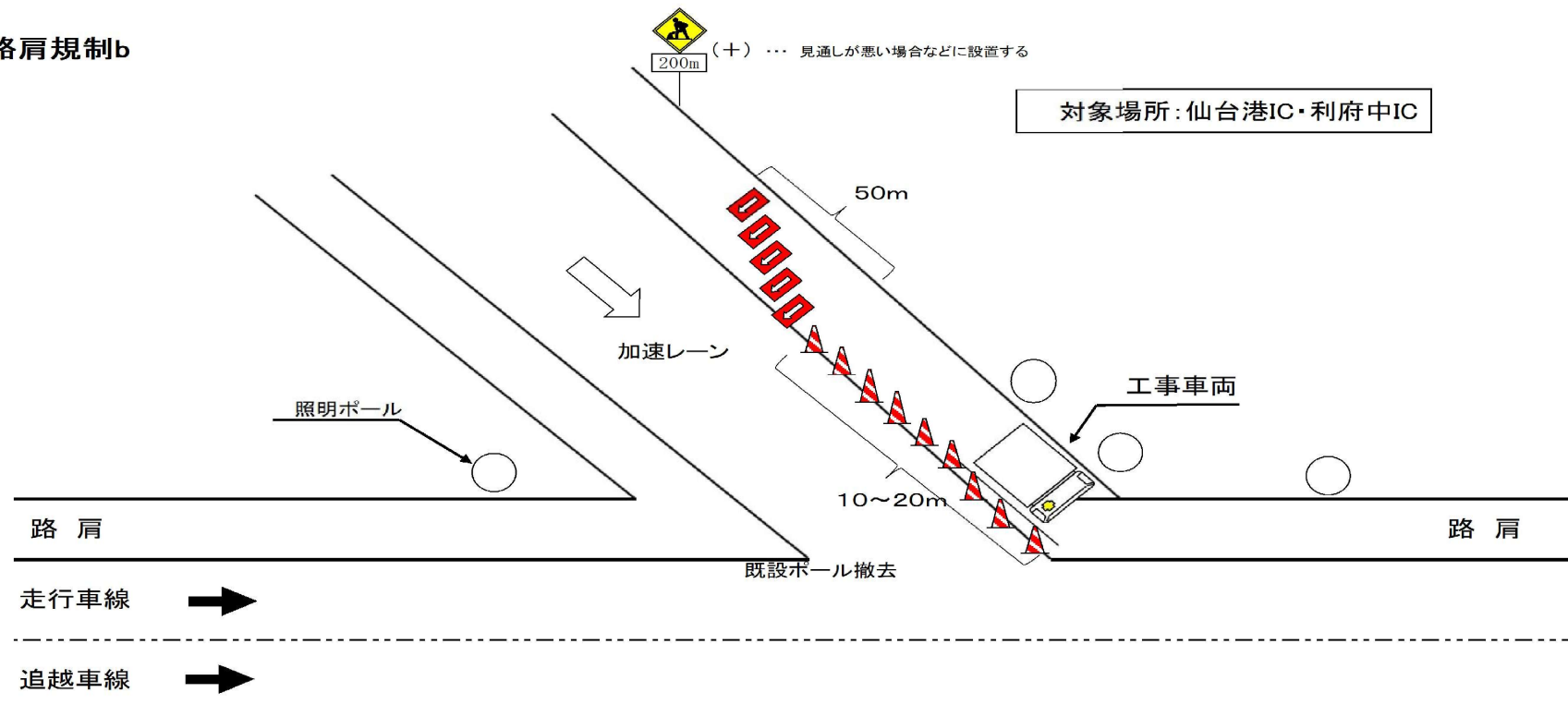
対象場所: 仙台港IC・利府中IC



注記

1. 交通保安員は島ごとに配置せず、施工に合わせて移動するものとする。

路肩規制b



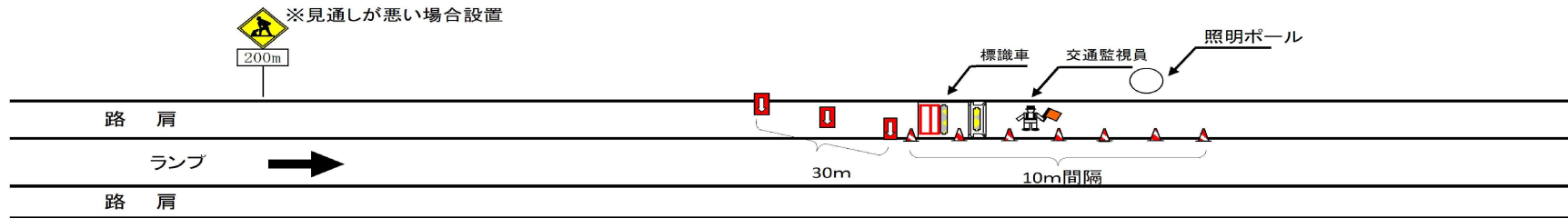
注記

1. 交通保安員は島ごとに配置せず、施工に合わせて移動するものとする。

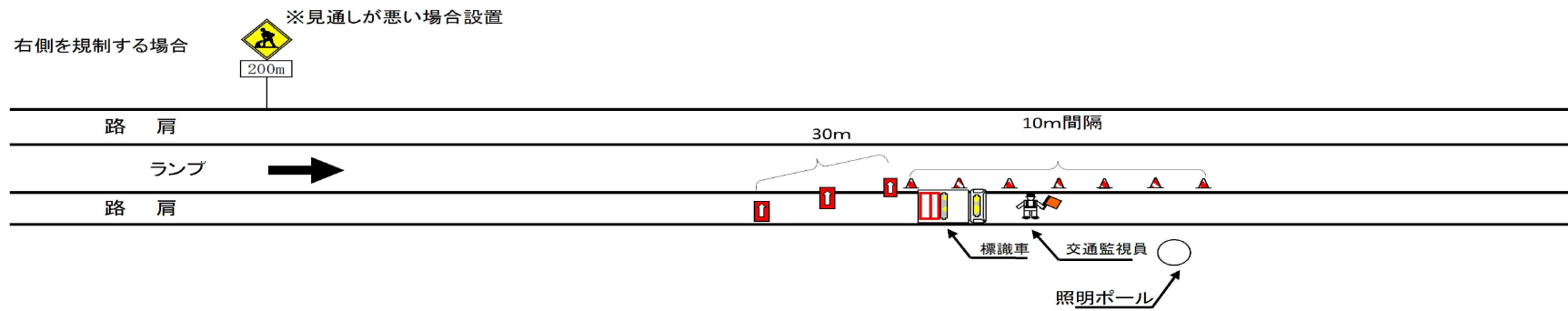
路肩規制c

対象場所: 仙台若林JCT・仙台港IC・利府中IC・仙台南IC

左側を規制する場合

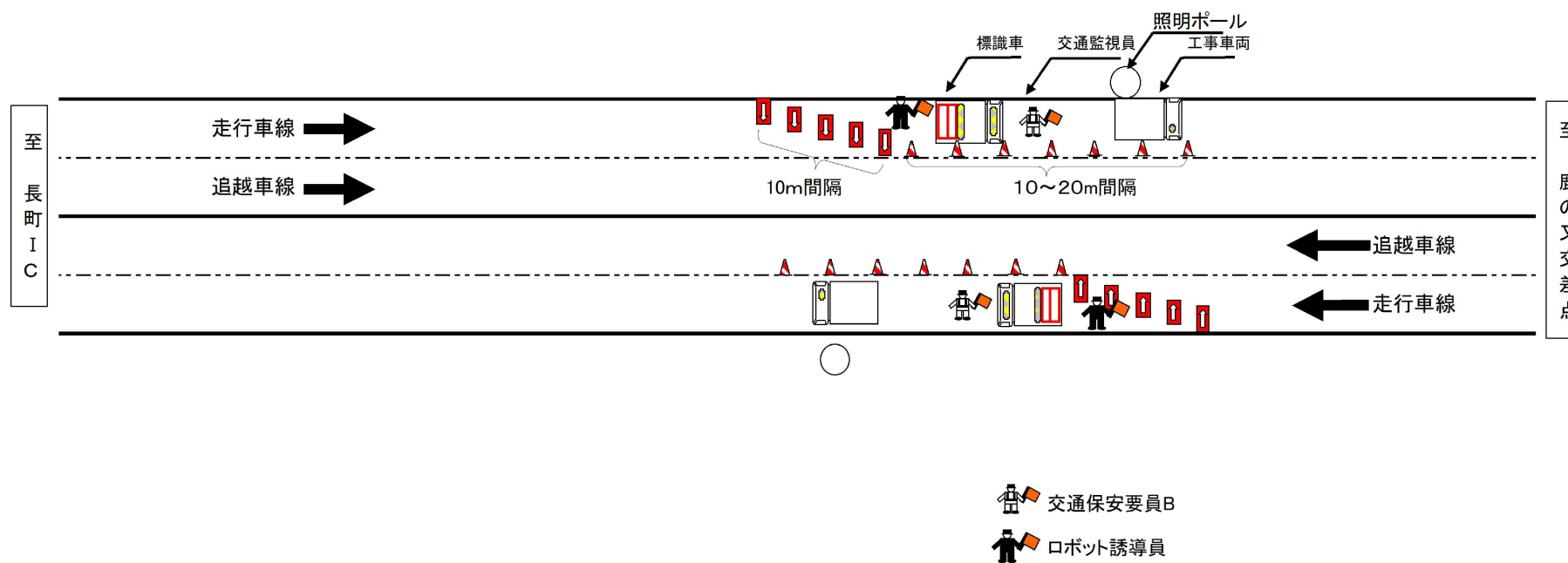


右側を規制する場合



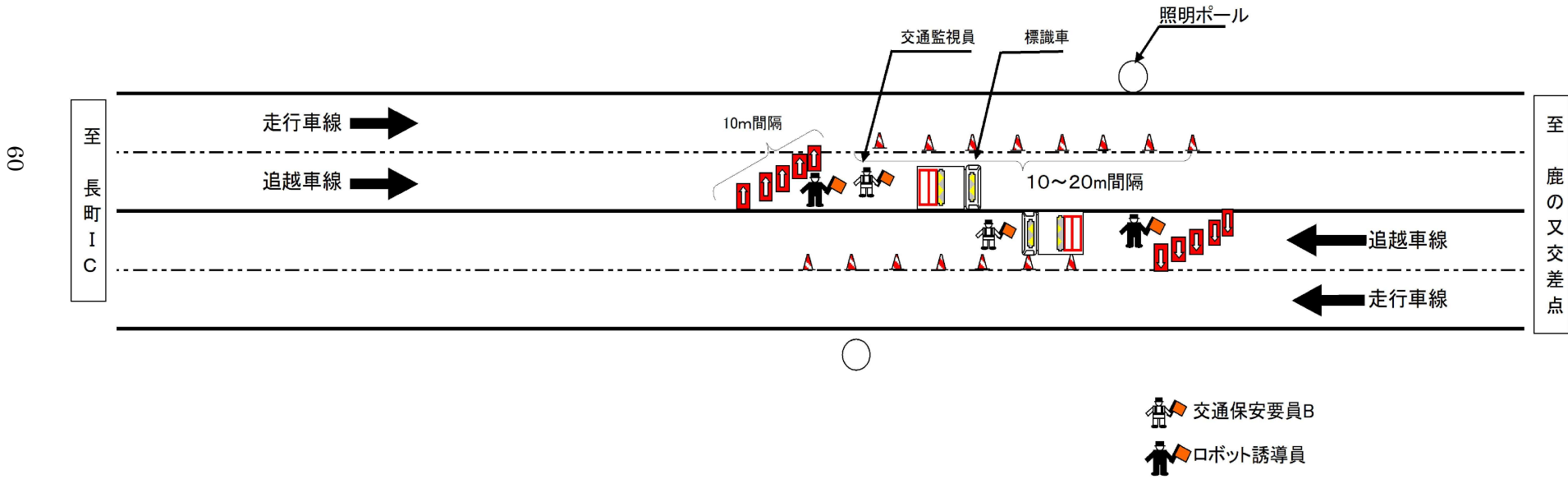
走行車線規制(一般道)

対象場所:長町IC



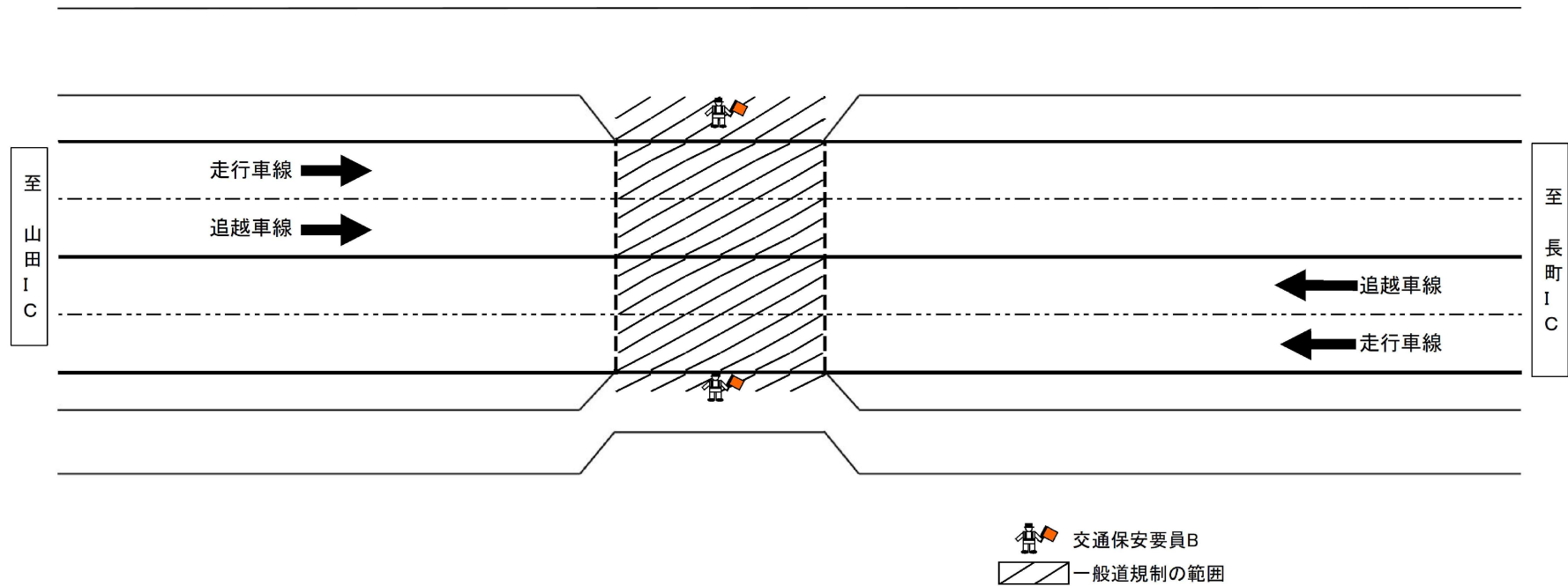
追越車線規制(一般道)

対象場所: 長町IC



一般道 交通保安員配置図a

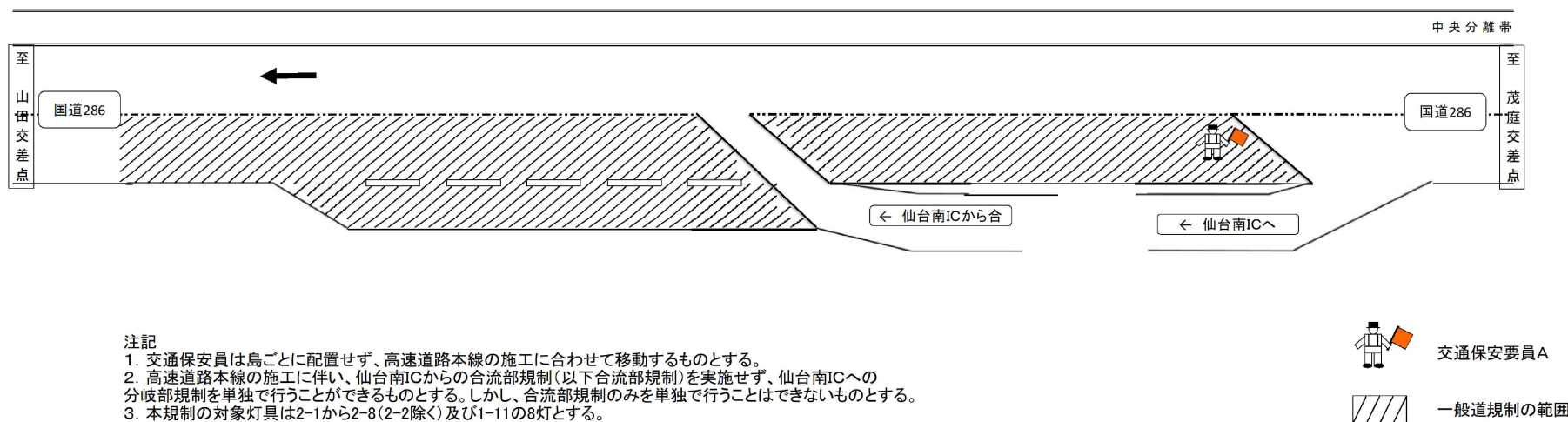
対象場所: 長町IC～山田IC



一般道 交通保安員配置図b

対象場所:山田IC～仙台南IC

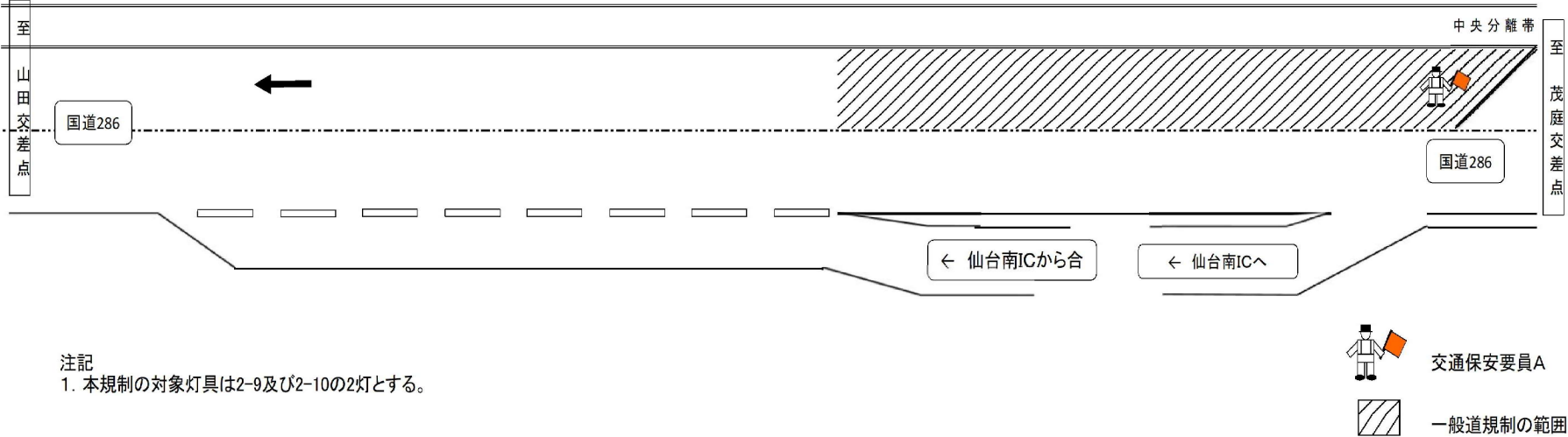
62



一般道 交通保安員配置図c

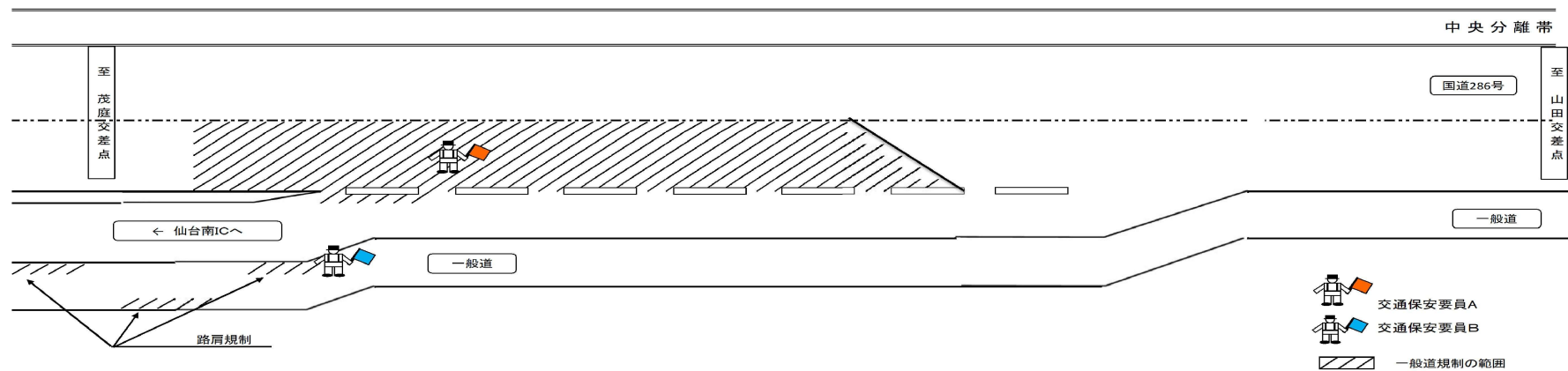
対象場所:山田IC~仙台南IC

63



一般道 交通保安員配置図d

対象場所: 山田IC～仙台南IC

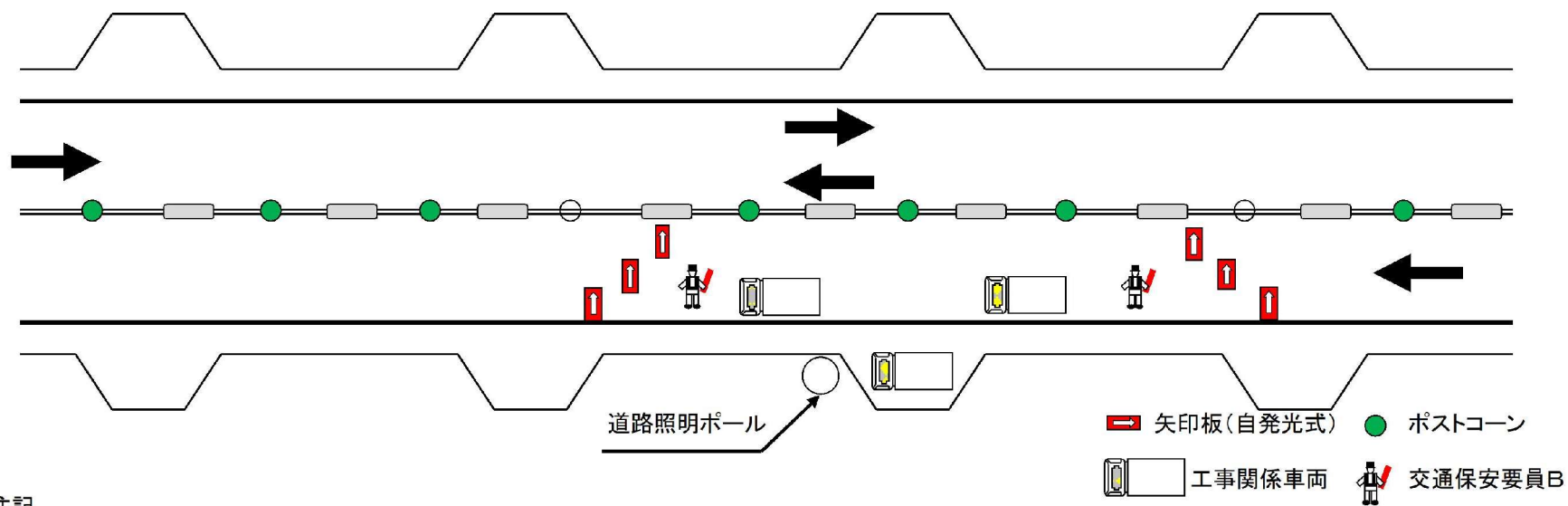


注記

1. 交通保安員は島ごとに配置せず、高速道路本線の施工に合わせて移動するものとする。
2. 本規制のうち交通保安要員Aを要する規制の対象灯具は1-12及び2-11の2灯とする。
3. 本規制のうち交通保安要員Bを要する規制の対象灯具は2-12から2-14の3灯とする。

夜間工事通行止め内対面通行規制

対象場所: 長町IC～山田IC 上下線



注記

1. 夜間工事通行止めにおいて走行車線を塞いだ場合は対面通行規制を行うものとする。
2. 該当区間近傍のポストコーンの撤去、再設置を行うものとする。
3. 対面通行区間は徐行するものとする。